

各協議会の進捗状況について

	生活支援体制整備等協議会	障がい者等虐待防止・差別解消推進協議会	要保護児童対策地域協議会	多職種連携推進協議会	東海市社会福祉法人連携協議会
開催回数 (開催月)	年3回(6月、10月、2月)	年1回(2月)	【代表者会議】年2回(7月、1月) 【実務者会議】月1回	年2回(4月、2月)	2か月毎に実施(4月・6月・8月・10月・12月、2月協議内容により実施回数を追加)
主管課	社会福祉課	社会福祉課	こども課	高齢者支援課	社会福祉協議会
設置目的	・介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第5号に規定する自立した日常生活の支援に係る体制の整備を推進し、定期的な情報の共有・連携を強化する ・孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)第15条第1項に規定する孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び強化をするため、孤独・孤立対策地域協議会の機能を兼ねる	・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)並びに障害を理由とする差別解消の推進に関する法律(平成25年法第65号)に基づき、保健、医療、福祉等の関係機関が高齢者・障がい者虐待の早期発見、早期対応及び発生防止の体制づくり並びに障がい者を理由とする差別を解消するための取り組みを行う	・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る	・介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の48に基づき、地域支援事業が効率的に実施され、医療と介護・福祉の多職種連携を図り、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する ・誰もが主役となり、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域包括ケアシステム構築に向けて、多職種から構成される地域ケア会議として開催する	・平成28年改正の社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組み」の実施に関する責務規定が創設された。 それを踏まえた上で、当協議会は東海市内の社会福祉法人が、その強みを生かし、連携することにより、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、福祉サービスを積極的に提供するなど、東海市内の地域福祉の向上を目指すことを目的とする。
参加機関等	【委員】 学識経験者(日本福祉大学) 高齢者相談支援センター 障がい者相談支援センター 施設関係者(高齢、障がい) 東海市民生委員・児童委員連絡協議会 地域支えあい活動登録団体 とうかい防災ボランティア・ネット 孤独・孤立関係団体 東海市民生委員・児童委員連絡協議会(主任児童委員) 東海商工会議所 青年部 東海市社会福祉協議会	【委員】 東海市医師会 愛知県弁護士会半田支部 学識経験者(半田人権擁護委員協議会東海地区委員会、家族の会) 施設関係者(高齢、障がい) 東海市民生委員・児童委員連絡協議会 東海警察署 知多保健所 東海市社会福祉協議会 知多地域権利擁護支援センター 東海市高齢者相談支援センター 東海市障がい者相談支援センター 東海市	【代表者会議】 東海市、東海市教育委員会 東海市小中学校校長会 知多福祉相談センター 東海警察署 知多保健所 東海市医師会 半田人権擁護委員協議会東海地区委員会 東海市民生委員・児童委員連絡協議会 【実務者会議】 知多福祉相談センター 東海警察署、知多保健所 障がい者相談支援センター フェミニストカウンセリングなごや 青少年育成センター 東海市社会福祉協議会 東海市、東海市教育委員会	【委員】 東海市医師会 東海市歯科医師会 東海市薬剤師会 知多保健所 訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所連絡協議会 高齢者相談支援センター 東海市民生委員・児童委員連絡協議会 東海市社会福祉協議会 社会福祉法人さつき福祉会 東海市	【構成】 東海市内に施設を有する社会福祉法人(参加は任意) 社会福祉法人大同宏縁会 重心施設 にじいろのいえ 社会福祉法人青山会 特別養護老人ホーム 東萌山苑 社会福祉法人檸檬 特別養護老人ホーム レモンの樹東海 社会福祉法人さつき福祉会 社会福祉法人千寿会 ザストリー東海 社会福祉法人東海 特別養護老人ホーム 東海の里 社会福祉法人福寿園 複合福祉施設木田の里 特別養護老人ホーム東海福寿園 社会福祉法人共育ちの会 児童養護施設 暁学園 社会福祉法人あゆみの会 ドリームハウス 社会福祉法人健志会 特別養護老人ホーム セレナ東海 社会福祉法人清涼会 特別養護老人ホーム 東海清涼苑 社会福祉法人東海市社会福祉協議会
今年度の検討・協議内容	【第1回】 令和7年6月17日(火) 内容:プロジェクトの上位会議であるため、プロジェクトで話し合われている内容を深めた。初回は「相談支援体制」「災害時連携」についての内容を深めるべくグループワークを実施。 「ふくしの共通マークをどのように市内に広めていくと良いか」というテーマで、配布方法やアプローチ方法について、「災害時に要支援者に関する情報を発信・共有する仕組みを地域でつくる方法(平時からできる取組み等)」というテーマで、避難行動要支援者制度をどうするとうまく活用できるか、という視点から話し合いをした。 【第2回】令和7年10月7日(火) 孤独・孤立をテーマに、話題提供者として「ライフエンディング喜楽会」の小島氏にお越しいただき、現状などをお話いただいた上で、「身寄りのない方を地域で支えていくためにできること」をテーマにグループワークを実施。 【第3回】令和8年2月3日(火) 全ては地域づくりにつながることを念頭に、「地域づくりのためにやってきたこと、やっていきたいこと」をグループで話し合いを行った。また、個人で「地域づくりに必要なもの、自分たちができること」を発表してもらい、コーディネーターたちは地域と一緒にやっていきたいことを発表した。	令和8年2月6日(金) 障がい者等の虐待防止及び差別解消にむけての方策等を協議した 内容: 1障がい者・高齢者の虐待把握状況について 当該年度の受付件数や対応状況についての報告及びその内容についての検討 2障がい者差別解消状況について 障がい者差別解消についての理解・周知の検証及び相談件数の報告 3障がい者等虐待事例についての報告及び検討事例を通しての地域資源、人材、課題等の協議 4虐待防止・差別解消等を目的とした事業について 周知、制度の理解を深める研修会及び虐待予防につながる事業の取組を報告(令和7年12月19日開催) その他、担当者会議を年3回(9月、11月、1月)開催した。	【代表者会議】 第1回 令和7年7月31日(木) 第2回 令和8年1月26日(月) ・前年度の相談内容・件数についての報告 ・実務者会議におけるケースの報告、検討 【実務者会議】 ・要保護児童のケースについての報告、検討 ・措置児童ケースの報告	【第1回】 令和7年4月22日(火) 内容:今年度の計画について検討。 今年度の計画:東海へいしゅうくんネットワークのオプション機能である災害時連携システムの円滑な運用に向け実地訓練を行う。 ・実地訓練に向け検討部会を設置しすすめていく。 【第2回】 令和8年2月13日(金) 内容:今年度の取り組み報告、次年度計画の検討。 今年度実施内容等:災害時連携システム実地訓練を2回/年実施。次年度も引き続き訓練を実施する。 【検討部会】 メンバー:医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネージャー、障がい者福祉施設職員、高齢者相談支援センター職員、民生・児童委員、社会福祉協議会職員、保健所職員、在宅医療・介護連携サポートセンター職員、行政(社会福祉課、防災危機管理課、健康推進課、高齢者支援課) 内容:災害時連携システム実地訓練に向けた内容等の検討。 開催日:令和7年7月7日(月) 【災害時連携システム実地訓練】 内容:災害時連携システムの操作方法を実践的に体験。 メンバー:検討部会メンバー 開催日 第1回:令和7年9月18日(木)机上訓練 第2回:令和7年12月25日(木)屋外訓練	<定例会議> 偶数月に実施 R6年12月～今年4月、災害時の対応について検討。【ひと・もの・お金・情報】について整理し、災害時に協議会の連携を活かしお互いに助け合えるよう話しあった。残された課題もあるため、継続的に取り組む。 6月より人材採用強化と育成についてチームを作り検討。職員の資質向上のための他分野施設との交流研修や、外国人の雇用に関する工夫資料集の作成、研修や求人に関するアンケートを実施。次年度に活かしていく。 <行政関係課との意見交換会> 5月 第1回社会福祉課と災害時の連携・対応、福祉避難所についての意見交換会 11月 第2回社会福祉課と災害時の連携・対応、福祉避難所についての意見交換会 内容:要配慮者の避難、協定・指定福祉避難所、情報の共有などに関して <研修会> 令和8年1月22日(木) 「災害時の施設と地域について」 講師 日本福祉大学 山本 克彦氏 <交流会> 令和8年2月12日(木) 大垣市社会福祉法人連携協議会と交流

研修会等の開催結果について

資料 2

研修会等名	保健・福祉と教育(学校)の連携強化に向けたワークショップ	ふくしのおしごと説明会	部長と若者懇談会	事業所向け研修会
該当施策	基本目標2 施策4 推進項目4-1 基本目標3 施策8 推進項目8-3	基本目標1 施策2 推進項目2-2 基本目標2 施策6 推進項目6-1	計画全体(社会福祉法第106条の3 包括的支援体制)	計画全体(社会福祉法第4条関係 地域福祉の推進)
日時	令和7年8月5日(火)9:30~11:00	令和7年8月8日(金)10:00~12:00	令和7年10月6日(月) 13:30~15:00	令和7年10月29日(水) 13:00~15:00
場所	東海市立横須賀中学校 図書室	芸術劇場 多目的ホール他	市役所403会議室	商工センター 多目的ホール
参加人数	57名	87名	9名	50名
参加者、参加機関	横須賀中学校及び校区内4小学校における不登校対策教員、SSW、指導主事、保健・福祉担当課職員及び相談員 等	特別支援学校、特別支援学級生徒等	採用3年目までの市民福祉部の職員	市内福祉事業所、訪問看護、民生委員 社会福祉法人連携のネットワークも活用
内容	<p>(目的) 保健・福祉の担当者および学校現場の教職員が、ともにワークショップを行うことで今後の協働・連携のためのネットワークをつくることを目的とする。</p> <p>(内容) 「子ども」「若者」「子育て家庭」の課題を出し合い、それぞれの機関や専門職の役割を理解し、具体的な連携を考える。早期から連携し支援につなぐ視点を育み、具体的に何を進めればよいのか等を考える力を養い、それぞれが分野を超えて連携しながら対応することで、地域の中で組織的に本人・家庭を支えるとはどのようなことなのかを議論する。</p> <p>講師： 日本福祉大学 社会福祉学部教授 野尻 紀恵氏</p>	<p>(目的・内容) 障がい福祉サービスについての説明を受けたのちに、事業所と個別で対談。作業体験も行い、卒業後の進路についてイメージを持ってもらう。また、障がい福祉サービス人材確保のための催しも開催。</p>	<p>(目的) 市の考えや福祉の体制について、座談会形式で意見交換をする機会を設ける。3年程度で異動対象となるが、福祉部としての考え方をその先も持って異動してもらえるようにする。</p>	<p>(目的) 第4次東海市総合福祉計画について、高齢・障がい・子ども関係の市内福祉関係事業所に対して合同の研修会を実施することで、分野を超えた事業所間の連携及び包括的支援体制の構築に向けた意識の醸成をはかる。</p> <p>講師： 日本福祉大学 学長 原田正樹氏</p>
主管課	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課／社会福祉協議会

研修会等名	相談員フォローアップ研修会	ひきこもりのライフプラン 電卓を叩いて考えてみる	自殺予防対策人材育成講座	
該当施策	施策1（推進項目は1-1.1-2.1-3）	基本目標2 施策4 推進項目4-1 基本目標3 施策8 推進項目8-3	基本目標2 施策4 推進項目4-3	基本目標2 施策4 推進項目4-3
日時	令和7年11月4日(火)午前午後 ・5日(水)午後	令和7年11月8日(土)13:00～16:00	①令和7年11月19日(水)14:00-15:00、 ②令和7年11月25日(火)14:00-15:00	令和7年12月9日(火)13:30-15:00
場所	日本福祉大学 東海キャンパス	東海市創造の社交流館	愛知製鋼株式会社 会議室	商工センター 3階中会議室
参加人数	20名	28名	①30名 ②23名	26名
参加者、 参加機関	市内相談支援事業所、相談対応関係各課、 社会福祉協議会	市民(ひきこもりの子の親)	愛知製鋼株式会社職員	市内事業所関係職員
内容	(目的) 相談員等が個別アセスメントや地域アセスメントの力を養い、地域住民と協働していくためのプロセスの積み上げ及び地域へのアプローチ方法を身に付けることを目的とする。 講師： 日本福祉大学 社会福祉学部教授 川島 ゆり子氏	(内容) 相談支援員とファイナンシャルプランナーが将来のためにどのような選択が考えられるのか、数字を出しながら参加者と一緒に考える。 ・登壇者 ファイナンシャルプランナー技能検定2級 印田源一郎 特定非営利活動法人オレンジの会 社会福祉士 山田真理子・川口健志	タイトル： ①②「心理カウンセラーから学ぶ相手に伝わるコミュニケーション術～怒りやイライラをコントロールして伝えるコツ～」 講師： 宮崎 勝博(NPO法人コアカウンセリング支援協会理事長、(株)らくらくカウンセリングオフィス代表取締役	タイトル： 「睡眠と健康の新常識を学ぶ～働く世代の健康不調改善のために～」 講師： 宮崎 勝博(NPO法人コアカウンセリング支援協会理事長、(株)らくらくカウンセリングオフィス代表取締役
主管課	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課

研修会等名	虐待防止・差別解消に関する研修会	ゲートキーパー研修	保健・福祉と教育(学校)の連携強化に向けた公開事例検討会	自殺予防対策傾聴講座
該当施策	基本目標2 施策4 推進項目4-2	基本目標2 施策4 推進項目4-3	基本目標2 施策4 推進項目4-1 基本目標3 施策8 推進項目8-3	基本目標2 施策4 推進項目4-3
日時	令和7年12月19日(金) 14:00~15:30	令和7年12月22日(月)14:00-16:00	令和8年1月19日(月)15:00~16:30	年間通じて5回実施(令和8年1月21日、28日、2月4日、18日、25日)
場所	商工センター 多目的ホール	商工センター 4階大会議室	横須賀中学校 多目的室	しあわせ村福祉団体活動室
参加人数	73名	19名	60名	各回21名
参加者、参加機関	市内福祉事業所	福祉事業所職員	横須賀中学校及び校区内4小学校における不登校対策教員、SSW、指導主事、保健・福祉担当課職員及び相談員等	市職員
内容	<p>(目的) 令和6年4月1日より、差別解消法が一部改正されたことに伴い、「合理的配慮の提供」が義務された。行政機関においても対応が求められることから、差別解消と関係が深い、障がい者等への虐待防止も含めた啓発研修を行う。</p> <p>(内容)差別解消・虐待防止の理解を深め、差別をなくしていくことが虐待防止には不可欠であることを、具体的事例を通じて学ぶ。</p> <p>講師:崔榮繁(さい たかのり)氏</p>	<p>内容: ゲートキーパー養成を目的とし、相談者の特性に応じた相談対応の取得と傾聴力を旨とする。</p> <p>講師: 富田 美佐緒(カウンセリング うらら 代表・常勤カウンセラー)</p>	<p>(目的) 保健・福祉の担当者と学校現場の教職員が分野を超え、課題を共有し、早期から連携し支援につなぐ視点を育み、具体的に何を進めればよいのか等を考える力を養い、それぞれが分野を超えて連携しながら対応することで、地域の中で組織的に本人・家庭を支える体制整備を行う。</p> <p>(内容) 複合的な課題を持つ生徒に関する事例検討を行い、本人の「強み」を活かす視点で対応策を考える。</p> <p>※8月実施ワークショップの発展的なものとして実施</p> <p>講師: 日本福祉大学 社会福祉学部教授 野尻 紀恵氏</p>	<p>内容: 日頃の活動の疑問点解消と、傾聴のスキルアップを目的に開催。実践活動と講座を合わせ、グループ化を目指すもの</p> <p>講師: 宮崎 勝博(NPO法人コアカウンセリング支援協会理事長、(株)らくらくカウンセリングオフィス代表取締役)</p>
主管課	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課

研修会等名	100人会議	発達支援事業研修会(基礎研修)	発達支援事業研修会(応用研修Ⅰ・Ⅱ)	発達支援事業研修会(SV研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)
該当施策	重点項目: 多様な主体が参加できる地域づくり 若者支援を中心とした孤独・孤立対策	基本目標3 施策8 推進項目8-2	基本目標3 施策8 推進項目8-2	基本目標3 施策8 推進項目8-2
日時	令和8年3月1日(日) 13:00~16:30(予定)	令和7年6月27日(金)13:30-16:30	Ⅰ:令和7年9月19日(金)9:00-12:00 Ⅱ:令和7年12月12日(金)13:30-16:40	Ⅰ:令和7年9月29日(月)13:30-16:30 Ⅱ:令和7年11月27日(木)13:30-16:30 Ⅲ:令和8年1月16日(金)13:30-16:45
場所	日本福祉大学 東海キャンパス	創造の杜交流館 多目的ギャラリー	Ⅰ:しあわせ村 多目的ホール Ⅱ:しあわせ村 第1・2会議室	Ⅰ:勤労センター 視聴覚室 Ⅱ:しあわせ村 第1・2会議室 Ⅲ:しあわせ村 多目的ホール
参加人数	100名程度	70名	Ⅰ:48名 Ⅱ:42名	Ⅰ:38名 Ⅱ:39名 Ⅲ:26名
参加者、参加機関	医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、柔道整復師、事業所(介護・障がい)、民生委員・児童委員、ボランティア団体、一般市民 等	保育園、あすなろ学園、小規模保育所、幼稚園、小中学校、教員研修センター、児童館、児童・放デイ、児童クラブ、障がい者相談支援センター、子育て支援センター、健康推進課等	保育園、あすなろ学園、小規模保育所、幼稚園、小中学校、教員研修センター、児童館、児童・放デイ、児童クラブ、障がい者相談支援センター、子育て支援センター、健康推進課等	保育園、あすなろ学園、小規模保育所、幼稚園、小中学校、教員研修センター、児童館、児童・放デイ、児童クラブ、障がい者相談支援センター、子育て支援センター、健康推進課等
内容	タイトル: こども食堂から見える世界とごちゃまぜの地域づくり 内容: 講師による講演の後、原田学長との対談 講演等終了後、参加者での交流会を開催予定 講師: 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ 公共政策アドバイザー 湯浅誠氏 日本福祉大学 学長 原田正樹氏	内容: 「自閉症スペクトラム症の診断と支援」 講師:愛知県西三河福祉相談センター 児童専門監 吉川徹氏 東海市の支援体制紹介 ・こども課 ・健康推進課 ・社会福祉法人さつき福祉会 カトレア ・学校教育課	Ⅰ 講義「保護者の理解と支援」 講師:椋山女学園大学人間関係学部心理学科 教授 西出弓枝氏 講義「親子療育の家での支援から」 講師:あいち発達障害者支援センター 久保総子氏 Ⅱ 講義「ABA(応用行動分析)を用いたアセスメントと実践」、事例検討 講師:愛知県半田特別支援学校 教頭 坂入仁和氏	Ⅰ 講義「障がい福祉に関するサービス 一障がい児支援のあり方と今後の展望」 講師:日本福祉大学教育・心理学部こども学科 教授 渡辺顕一郎氏 Ⅱ 講義「自閉スペクトラム症児の心の理解と支援」 講師:岐阜大学教育学部学校教育講座教育心理コース 教授 別府哲氏 Ⅲ 講義・演習「スーパーバイザー演習」 講師:あいち発達障害者支援センター地域支援課 小松正明氏
主管課	社会福祉課/社会福祉協議会	こども課	こども課	こども課

研修会等の開催結果について

資料2

研修会等名	発達支援事業研修会 (フォローアップ研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)	資質向上のための研修会	認知症フォーラム	市民向け講演会
該当施策	基本目標3 施策8 推進項目8-2	基本目標2 施策4 推進項目4-2	基本目標1 施策3 推進項目3-1	基本目標1 施策3 推進項目3-1
日時	Ⅰ:令和7年8月8日(金)9:30-15:30 Ⅱ:令和7年10月15日(水)13:30-16:30 Ⅲ:令和7年12月17日(水)13:30-16:30	令和7年12月15日(月)13:30~15:30	令和7年9月7日(日)13:00~16:00	令和7年11月15日(土)14:00~16:00
場所	Ⅰ:東海市市民活動センター 大会議室A/B Ⅱ:しあわせ村 第1・2会議室 Ⅲ:しあわせ村 第1・2会議室	市役所403会議室	しあわせ村 多目的ホール	しあわせ村 多目的ホール
参加人数	14名	18名	123人	74人
参加者、参加機関	保育園、あすなろ学園、小規模保育所、幼稚園、小中学校、教員研修センター、児童館、児発・放デイ、児童クラブ、障がい者相談支援センター、子育て支援センター、健康推進課等	東海市障がい者相談支援センター、健康推進課、学校教育課、社会福祉課、こども課	一般市民	一般市民
内容	Ⅰ 講義「応用行動分析及び感覚統合の考え方を生かした支援の評価と支援情報の共有のためのツール」 演習「アセスメントに基づく支援情報共有シートの作成」 Ⅱ・Ⅲ 事例検討 講師:日本福祉大学教育・心理学部こども学科教授 渡辺顕一郎氏 藤田医科大学保健衛生学部リハビリテーション学科作業療法評価学分野 助教 伊藤美保子氏	(目的・内容) 主に相談支援業務における対応力の向上を図ることを目的として、こども家庭センター職員の資質向上及び東海市総合福祉計画に係る権利擁護に関わる講演会・研修等の一環として開催。 当事者による講演及び当事者を交えたグループワークを行った。 精神に障がいを持つ当事者が、妊娠・出産・子育てにおいて感じた社会との障壁や障がいのない人との違い等を学び、支援の際の良好な関係性を築く方法を学んだ。	1 基調講演「認知症を知ろう！」 講師: 藤田医科大学病院 認知症・高齢診療科 教授 武地一氏 2 シンポジウム テーマ:「デイサービスを楽しく利用するコツ」 シンポジスト: 藤田医科大学病院 認知症・高齢診療科 教授 武地一氏、 認知症の人と家族の会 尾之内直美氏 作業療法士、認知症当事者及び、その家族	高齢化の進む足助地区での取り組みを紹介しながら、地域包括ケアを推進していく上での、地域住民・医療・介護・行政等が連携した活動を行うことの重要性を講演。 講師:足助病院名誉院長 早川富弘 氏
主管課	こども課	こども課	高齢者支援課	高齢者支援課

研修会等の開催結果について

研修会等名	災害ボランティアセンター設置・運営訓練	ボランティア養成講座
該当施策	重点項目： 災害に備えた福祉の体制づくり	重点項目： 多様な主体が参加できる地域づくり
日時	令和8年2月28日(土)9:00~16:00	(1)傾聴ボランティア養成講座 (2)手話奉仕員養成講座 (3)福祉サポーター養成講座
場所	しあわせ村	しあわせ村
参加人数	150人程度	(1)27人 (2)21人 (3)143人
参加者、参加機関	ボランティア団体、福祉団体、コミュニティ関係者、民生・児童委員、一般市民、商工会関係、事業所関係	市民
内容	災害ボランティアセンター設置・運営訓練 内容： 災害によって、市内に甚大な被害を受けた際に設置される、災害ボランティアセンターの機能や運営についてを学ぶ	・傾聴ボランティア養成講座 内容：高齢者等を対象に傾聴活動の協力者を養成 全5回 ・手話奉仕員養成講座 内容：全43回 ・福祉サポーター養成講座 内容：車いす体験、高齢者疑似体験 民生委員・児童委員対象(各部会1回)
主管課	社会福祉協議会	社会福祉協議会

生活支援コーディネーター等活動状況について（令和7年4月～12月）

東海市社会福祉協議会

1. 緑陽地区（令和6年度より設置）

	相談支援	参加支援	地域支援	ネットワークの構築	資源開発	研修	合計件数
緑陽	25	8	63	44	2	0	142
緑陽地区以外	81	13	19	26	6	0	145
市全域	0	15	4	45	1	13	78

(1) 相談支援・参加支援

日常生活の困りごとを抱えている人を必要なサービスや関係機関へつなぐ。

緑陽の相談支援は、緑陽コミュニティセンターと千鳥健康交流の家で実施している「出張福祉相談所」によるもの、また地域包括支援センターからや地域のサロンでの相談。相談内容が明確でつなぎ先のある相談であり、ケース会議の開催や相談から伴走しながらの参加支援と至ったケースはない。

住民や関係機関より緑陽以外の地域の相談を聞くことが多い。相談がつながるよう今後も地域との関係性を深めていく。

【出張福祉相談所】

令和6年度より緑陽コミュニティセンターと千鳥健康交流の家にて出張相談を実施。今年度も継続的に実施している。

実施場所	実施回数	相談者数
緑陽コミュニティセンター	8回	7人
千鳥健康交流の家	9回	8人

※11月の緑陽コミュニティセンターの出張相談所は他事業と日程が重なり中止

相談に対して福祉サービス等の情報提供をするとともに、専門的な支援が必要な認知症に関する相談は地域包括支援センターへ、子どもの相談は行政担当課へつないだ。

相談件数としては少ないが、実施場所には地域住民がおり、生活状況や住民が感じていることなどの情報交換の場となっており、今後も継続していく。

千鳥健康交流の家では、昨年度末に住民よりスマホを地域の人に教えてあげたいと相談があり、相談所開設時に一緒にスマホ相談も行っている。

(2) 参加支援

社会とのつながりづくり、必要に応じた個別参加支援。

地域包括支援センターや学校からの相談を受け、買い物バスへの参加や囲碁が行えるような支援、小学校での伊勢湾台風の体験講話が行えるよう支援した。

(3) 地域支援

地域課題の発見や安心して暮らせる見守り体制づくり。

緑陽コミュニティセンターや千鳥健康交流の家、地域のつどい場等に出向き、地域住民の声を聞く等、地域資源や地域生活課題の発見に努めるとともに、何か気になることがあればCSWへと周知した。

小中学校のボランティア・福祉体験教室や、名和中学校の不登校支援サポートルームへ出向いた。

緑陽コミュニティセンター	17回
千鳥健康交流の家	10回
つどい場（サロン・ゴムバンド運動）	5回
小・中学校	20回
その他	11回

(4) ネットワークの構築

相談から適切なサービスへつなぐことができるよう、定期的にコミュニティの定例会や民生児童委員協議会へ参加しネットワークを構築した。

名和中学校の不登校支援サポートルームとの関わりや、ここなパントリー事業、子どものつどい場事業等を通して子どもの課題が多様化しており、子どもの状況を把握するため小中学校やスクールソーシャルワーカーとの関りが増えている。

緑陽コミュニティ定例会	10回
名和地区民生委員児童委員協議会	7回
緑陽小学校支援協議会・名和中評議委員会等学校関係 （スクールソーシャルワーカー含む）	14回
名和地区2層会議	4回
行政や地域包括支援センター主催の会議	3回
その他打ち合わせ等	6回

(5) 資源開発

個別支援から見える課題の解決に向けた新たなサービスや仕組みの開発。

上名和地区の住民より買い物に困ると相談を受け、買い物支援実施に向け話し合いを行い、試し運行に至ったが、新しくスーパーマーケットができ、住民より継続的な希望がなくなった。今年度、住民、事業所、行政関係課とともにワークショップを予定。住民の声をもとに協働を進めていく。

2. 富木島地区（令和7年度より設置）

※包括支援センター業務と兼務

	相談支援	参加支援	地域支援	ネットワーク の構築	資源開発	研修	合計件数
富木島	34(11)	5(5)	75(29)	59(21)	6(5)	5(5)	184(76)

※上記件数の内()内はCSWの活動件数。その他に関してはCSWのもと他の職員が対応した件数

(1) 相談支援・参加支援

地域支えあい活動団体や民生児童委員、富木島ふれあいコミュニティと密接に関係性を保つことで、多世代の相談が入るようになった。また各専門機関からの相談も入っている。

精神疾患を抱える一人暮らし、多問題世帯、不登校の子の支援などの相談を受けて、伴走及び地域と繋がる仕組みづくり、参加支援に取り組んだ。

精神疾患を抱える高齢者ではない一人暮らしの支援について、地域支えあい活動団体、行政担当課と連携を取り、高齢者ではないが、地域の見守り対象者として、地域とつながった。

多世代、不登校の子の支援について、子の興味のあることを共有することで、子とつながり、他機関と情報共有をしながら支援している。

高齢の親と知的障がいのある子の世帯について、昨年度より伴走を続けていたが、子が地域資源とつながり、参加が継続できているため、見守り支援を続けている。

包括支援センター業務との兼務のため、高齢者の相談は包括支援センター業務と捉え CSW の件数に計上していない。

(2) 地域支援

地域課題の発見や安心して暮らせる見守り体制づくり。

地域支えあい活動団体の見守り訪問への参加、地域の催しへの参加、困りごとを発信できない人のアウトリーチを行った。

(3) ネットワークの構築

富木島地区民生児童委員、富木島ふれあいコミュニティ、富木島地域支えあい団体と密に連絡を取り合っており、相談から参加に向けた地域へつなぐことができるよう、定期的にコミュニティの定例会や民生児童委員協議会へ参加しネットワークを構築した。

富木島地区民生委員児童委員協議会	3回
富木島地区2層会議	2回
行政や地域包括支援センター主催の会議	11回
自立支援ケース会議	1回
その他打ち合わせ等	4回

(4) 資源開発

個別支援から見える課題の解決に向けた新たなサービスや仕組みの開発。

買い物が不便という地域課題があり、運転ボランティアを確保した。車両を提供できる事業所への依頼と説明を行った。しかし、地域の条件に合わない、車両保険の関係で協力が得られず、実施に至らず。今後も他事業所へ依頼をしていく。

令和7年度4月～12月地域別意見交換会報告

3層エリアでコミュニティ単位に限定せず、住民、関係機関等と意見交換会を実施。

地区	実施回数・延べ参加者数等	意見交換会のテーマと内容
緑陽		<p>『地域防災について』 自然災害への「備え」に関するアンケートを作成し、地域の中で実施中。集計後、住民と話し合いを実施していく。</p> <p>『住民ワークショップ』 地域について住民、事業所、行政、社協等で話し合い、協働していくためのワークショップを2月3月で3回実施予定。</p>
名和	<p>2回 (27人) 名和団地シニアクラブさつき会、地域包括支援センター</p>	<p>『名和団地の実情と課題、課題からみえてきた見守りについて』 団地内の情報交換を実施。子ども、外国人、さつき会以外の人とのつながり、名和にもともと住んでいる住民との関係について等さまざまな意見があった。シニアクラブに入っていない人たちともつながりが必要と見守り実施にむけ相談を進めていく。</p>
平洲	<p>7回 (57人) 公民館、子ども会、民生・児童委員、町内会、星城大学、放課後児童クラブ、市会議員、保育園、幼稚園、重症児デイ、平洲コミュニティ、SSW、行政関係課等</p>	<p>6月より月に1度、意見交換会を実施。 テーマを毎月変えて、地域の中での横のつながり作り。</p> <p>『地域活動と近況報告』 ・地域で誰もが集まれるフリースペースの必要性和、それぞれの活動の情報発信について。</p> <p>『昨今の平洲シニアについて』 ・今の高齢者のつながりと、高齢者を支援するネットワークについて。 ・高齢者のスマホの活用促進について。</p> <p>『地域の子どもたち』 ・各団体の子どもに関する活動の内容と課題について。 ・地域の中学生のボランティア活動について</p> <p>『地域防災について』 ・個人、団体がどのような防災対策をしているのかの情報共有。</p>
明倫	<p>1回 (5人) 明倫コミュニティー役員、行政関係者課</p>	<p>『買い物支援バス運転手について』 買い物支援が必要である地区もある事を共有したうえで意見を出してもらった。施設側の負担や、スーパー側からの支援は出来ないものなのか、ボランティア運転手のリスクの高さ責任問題等の話が出た。</p>
	<p>1回 (17人) 山中団地住人、民生委員、障害者支援センター荒尾、障害者支援センター横須賀、健康推進課、包括</p>	<p>『買い物バスを利用してみて』 ・重たい物を購入するため助かっているという話が聞けた一方、買い物バスが利用できていない住人もおり、今後増便をするのか、団地内で検討をする。 ・利用人数が増えることにより、出欠が大変との意見も出ていた。</p> <p>『住民同士のつながりについて』 自治会がないため、回覧も回らない情報源は広報である。 外国人のマナーが悪く、ゴミステーションの管理がきれいと意見があった。ベトナム人・スペイン人が住んでいる。</p>

富木島	1回 (8人) 富木島中 学校、家 庭児童相 談員、富 木島児童 館、主任 児童委 員、	『異世代交流について』 山田地区に子ども会がないため、子ども同士の交流がない。R6に子ども向けの交流イベントを自治会で行った。今後も続けたいという意見があり、高齢者のつどいと組み合わせることで、異世代間の交流が生まれ、今後地域の中でのつながりを深めていくことを話し合い、試験的にイベントを協働で行うことになった。 『中学生の不登校について』 中学生の不登校の数が増えているが、原因についての共有を行った。原因について、地域でできることを今後話し合いを行う。
船 島		『地域の要配慮者の見守りについて』 R5. 10より定期的に月1回程度、民生委員さんと高齢者と要援護者配慮者の見守り活動を行っているが、現状把握ができたため、今後の見守り方について話し合う予定。
大 田	4回 (12人) 木田の里施 設長、 子ども会、 小学校PTA 見守り隊、 民生委員 児童館職員	9月より、月に1度意見交換会を実施している。 テーマを毎月変えて、多様な方が参加出来るように実施。 『地域の子どもたち』 PTA、子ども会、児童館職員等子どもに関わる方々と共に、今の大田の子どもたちの現状と、今後の大田地区での子ども会のあり方について話し合いを行った。 『災害と避難所』 大田にある社会福祉法人の施設長や大田の民生委員と共に災害時の施設での避難者の受け入れの問題についてや、平時からの施設と、コミュニティーの関りについて話し合いを行った。
横 須 賀	3回 (8人) 東海福寿園 施設長、職 員、ゴムバ ンド世話 人、シニア クラブ	『ゴムバンド運動の再編・実施について』 中ノ池住民の声をきっかけに、高齢者の活動の場として関心のあるゴムバンド運動の再編を検討した。 自治会、シニアクラブに未加入の住民も参加できるよう、東海福寿園が地域貢献として場を無償提供し、施設に入居している養護の方と住民が一緒に行うゴムバンド運動の実施に向け、ルールや決めごと地域との交流について話し合いを行った。 『買い物について』 東海福寿園が地域貢献で買い物支援事業に協力いただいております、福寿園のゴムバンド参加者の中には、買い物バスを必要としている方がいることが分かった。表に出にくい声を拾うため、実際のニーズを確認し、その結果を踏まえ、必要に応じて実施に向けた検討を行う。
加 木 屋	1回 (7人) 子育て支援 活動団体 民生委員 市民館	『ママのひとやすみについて』 活動の継続について。この活動が必要と思う協力者と主催の市民館で話し合いをした。市民館の考えは子供に特化した設備ではないこと、加木屋コミ内の参加が少なく、市外も参加する為、今後も実施するべきかを悩んでいる。 協力者の考えは子育て中のママには必要な場所であり、活動できる場所を探している。 今後、北社山にも回覧が回る為域住民の予約が増えることも期待している。

		話し合いで 11/12、1/4 と決まっていたが、市民館に衝突する事故が発生し、中止となった。開催予定の目処が立たっていない。
三ツ池	1回 (11人) 加木屋地区 民生委員、 茶論参加 者・世話人	『買い物バス及び集い場(ゴムバンド)実施について』 昨年度、意見交換会から発足した東加木屋買い物バスであるが、参加者が少なく、運行しないことが多い。継続の意向は地域からあるため、今後の在り方について検討が必要。また、民生委員等からゴムバンド等の運動ができるつどい場を検討したいと声があったため、9/16 に東加木屋を中心とした課題や今後の取り組みについて話し合った。それぞれ買い物については様々な意見もあり、現状の買い物バスとしての形は休止。代わりに高齢者の体力低下を防ぐため、きつともっと体操を茶論等で導入した。
加木屋南	2回 (20人) 加木屋南コ ミ自主防災 会、行政関 係課等	『加木屋南コミュニティの防災について考える』 昨年度に引き続き、加木屋南コミの防災についての意見交換を実施。意見交換会の中で出た住民の防災意識を高めるための手段1つの形として、9/6 に防災訓練を親子、子どもを中心としたイベントとして実施した。参加者からの良い意見も多く、来年度の形についても検討する。 また、福祉避難所からの地域とのつながりを求めるニーズもあり、今後地域と施設が日頃から繋がれる場も検討していく。

※実施回数・延べ参加者数等の欄に／線があるものは、地域別意見交換会が未実施だが、今年度予定しているもの

案

令和8年度（2026年度）
東海市重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年（2026年）〇月
東海市



目次

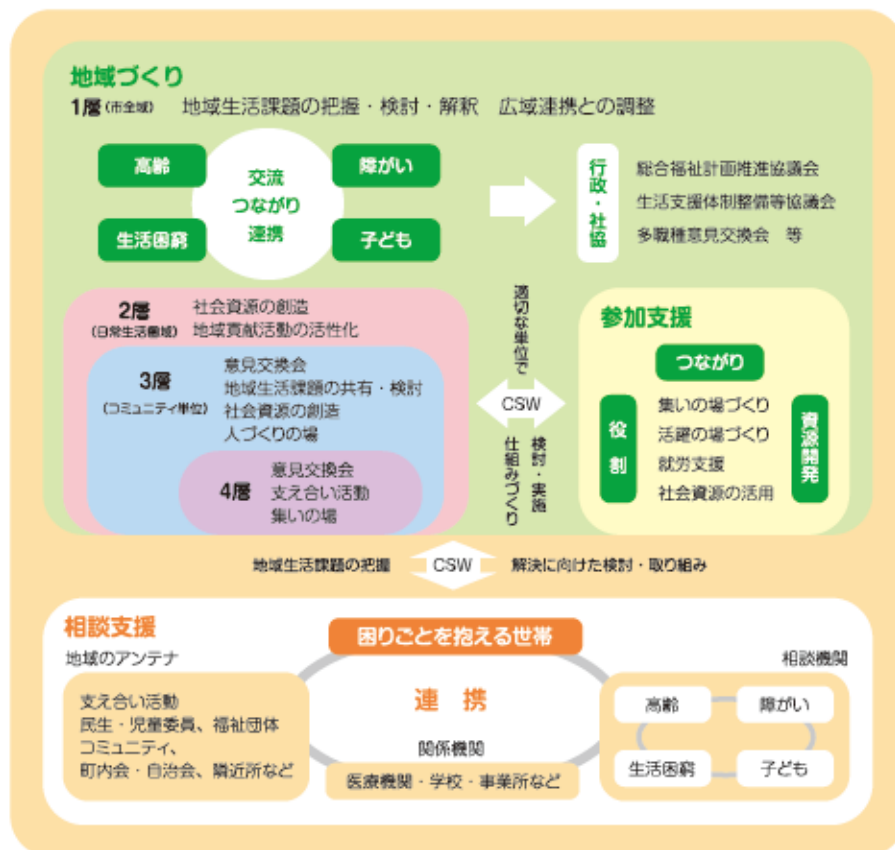
1	基本方針	1
(1)	基本的な考え方	1
(2)	基本理念	2
(3)	地域の捉え方	2
2	事業計画	3
(1)	包括的な相談支援事業	3
(2)	アウトリーチ事業	6
(3)	参加支援事業	7
(4)	地域づくり事業	8
(5)	多機関協働事業	11
3	本事業の推進体制	12
(1)	総合福祉計画推進協議会	12
(2)	総合福祉計画推進委員会	13
(3)	生活支援体制整備等協議会	13
(4)	重層プロジェクト	13
(5)	孤独孤立対策プロジェクト	14
(6)	災害時支援プロジェクト	14
(7)	重層的支援会議	14
(8)	まるごと作戦会議（支援会議）	15
4	評価	15

1 基本方針

(1) 基本的な考え方

地域共生社会の理念に基づいて推進される包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方は、福祉分野の最上位計画である第4次東海市総合福祉計画（以下、「総合福祉計画」という。）に定めています。この重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下、「法」という。）第106条の4に規定されている重層的支援体制整備事業（以下、「本事業」という。）を適切に推進するために、法106条の5の規定に基づき策定したものです。全体の方向性は、総合福祉計画に定めていますが、本計画は年度計画として策定し、本事業の具体的な提供体制に関する事項について示し、取り組みを推進するものです。

支援の輪 0歳から100歳までの包括的支援体制



(2) 基本理念

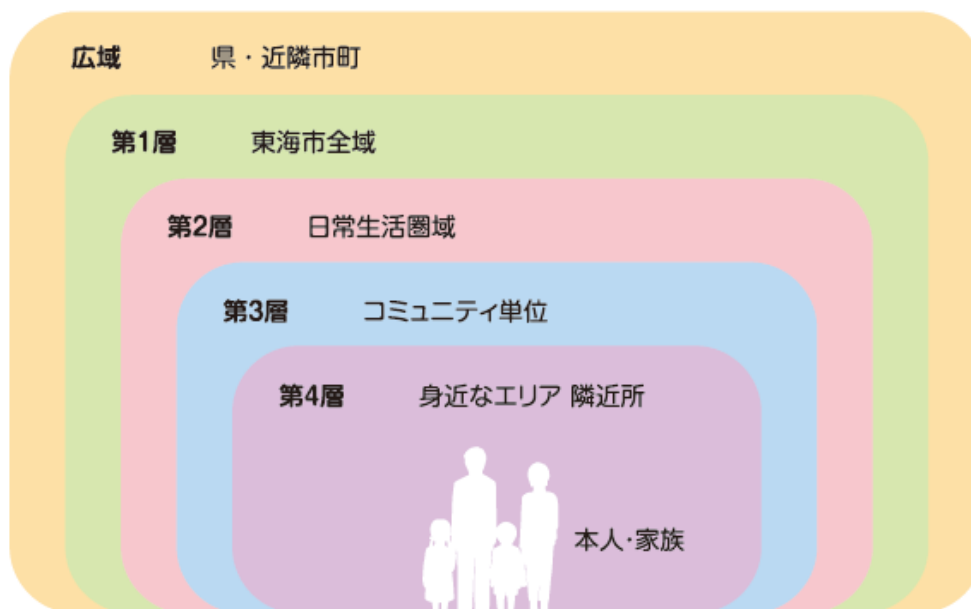
「おもい つながり ささえあう」

総合福祉計画の理念である、「おもい つながり ささえあう」が実現できる地域を目指し、事業を推進していきます。

(3) 地域の捉え方

地域生活課題やニーズは多様化しており、その内容に応じて必要なエリアにより支援できるよう体制整備を進めます。

地域福祉圏域（地域の層）について



福祉圏域	活動など
広域 他市町連携・広域サービスなど	●他市町と連携し、公的サービスを提供 知多保健所、知多北部広域連合、知多福祉相談センター、 知多地域権利擁護支援センターなど
第1層 福祉サービス、介護保険など	●市全域を対象とした施策の企画・調整、公的サービスを提供 市役所、市社協、子育て支援センターなど
第2層 相談支援など	●専門職等の配置 高齢者相談支援センター、民生委員・児童委員など
第3層 地域活動、交流など	●地域活動の基盤 コミュニティ（シニアクラブ、子ども会、PTA など）
第4層 見守り、居場所など	●身近な集いの場、見守り活動など 町内会・自治会、班、組、サロンなど

2 事業計画

本事業は、障がい・こども・高齢・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制を構築することを目的としています。

なお、各分野（障がい・こども・高齢・生活困窮）をメインシステムと位置づけ、重層的支援体制整備事業はサブシステムとしてメインシステムの機能向上を図るための手段として活用しながら、本市における包括的な支援体制を目指していきます。

(1) 包括的な相談支援事業

本市における相談支援事業は、分野横断的な相談支援事業所等を新たに設置するのではなく、それぞれの法等で規定された既存の相談支援事業所はそのままに、連携を図りながら進めます（基本型）。

本市における相談支援事業については、表1のとおりです。本市では、本事業に係る相談支援機関のみでなく、8050問題やヤングケアラーの支援など、教育委員会や権利擁護支援センター等、関係機関との連携も密にしながら、一体的な相談支援体制の構築をしています。

表1 本市福祉分野における主な相談支援体制

社会福祉課	社会福祉協議会
	障がい者相談支援センター 荒尾事業所
	障がい者相談支援センター 横須賀事業所
高齢者支援課	高齢者相談支援センター
	高齢者相談支援センター（分室）
	在宅医療・介護連携サポートセンター
こども課	/
こども家庭センター （こども課・健康推進課）	
子育て総合支援センター（こども課）	

ア 地域包括支援センター設置事業

担 当 課	高齢者支援課
事 業 内 容	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成などの様々な支援を行います。
主たる支援対象者	65歳以上の高齢者等
実 施 方 式	委託（社会福祉法人 東海市社会福祉協議会）
圏 域	市内5圏域
相 談 場 所	東海市高齢者相談支援センター 東海市高齢者相談支援センター（分室）
人 員 配 置	主任介護支援専門員6名、保健師1名、社会福祉士4名（準ずる者1名を含む）、看護師3名、介護支援専門員4名

イ 障がい者・障がい児相談支援事業

担 当 課	社会福祉課（者）／こども課（児）
事 業 内 容	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第2条に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等、必要な支援を行うとともに、対象者に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の対象者の権利擁護のために必要な援助を行います。
主たる支援対象者	障がい児、障がい者、難病患者やその家族及び介護を行う者
実 施 方 式	一部委託（社会福祉法人さつき福祉会、株式会社波音）
相 談 場 所	荒尾事業所（荒尾町）、横須賀事業所（養父町）
人 員 配 置	（荒尾事業所） ・コーディネーター1名、専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を2名以上配置 （横須賀事業所） ・専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を7名以上配置

ウ 利用者支援事業

担 当 課	こども課／健康推進課
事 業 内 容	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づき、子ども及びその保護者等が、教育・保育・保健その他母子保健事業及び子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。 【基本型】 (1) 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行います。

	<p>(2) 地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行います。</p> <p>(3) 出張相談支援として、児童館に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報提供をします。</p> <p>(4) 子育て支援センター事業の中で、子育てに関する全般的な相談、利用支援等を行います。</p> <p>【こども家庭センター型】 母子保健機能と児童福祉機能を一体的な組織として運営し、子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、両機能の連携・協働を深め、個々の家庭に応じて、切れ目なく漏れなく対応をします。</p> <p>(1) 妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援を行います。</p> <p>(2) こどもとその家庭（妊産婦を含む）に対して、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。</p> <p>(3) 「家庭支援事業」を中心とする必要なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、「サポートプラン」として必要な内容を組み立てます。</p> <p>【妊婦等包括相談支援事業型】</p> <p>(1) 妊産婦とそのパートナー等を対象に、妊婦給付認定の申請時、出産前及び出産後の適切な時期に必要な情報提供や相談を行い、ニーズに応じて必要な支援につなげるための面談等を実施します。</p> <p>(2) 必要に応じてこども家庭センター事業や関係機関との連携を行い、包括的で切れ目ない支援を提供します。</p> <p>(3) 子育てアプリを提供し、子育て情報の配信やオンライン相談も含めた相談窓口の周知を行います。</p>
主たる支援対象者	妊産婦及び、子育て家庭の親とその子ども
実施方式	直営 【基本型】 子育て総合支援センター 【こども家庭センター型】 こども課／健康推進課
相談場所	【基本型】 市内1か所（子育て総合支援センター） 【こども家庭センター型】 市内2か所（庁舎こども課／しあわせ村健康推進課） 【妊婦等包括相談支援事業】 市内2か所（庁舎こども課／しあわせ村健康推進課）
人員配置	【基本型】 保育士4名（専任1名、兼務3名） 【こども家庭センター型】 こども課（統括支援員1名、子ども家庭支援員3名、虐待対応専門員3名、心理担当支援員2名） 健康推進課（保健師2名、助産師2名） 【妊婦等包括相談支援事業】 健康推進課（保健師2名、助産師1名）

エ 生活困窮者自立相談支援事業

担 当 課	社会福祉課
事 業 内 容	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービス提供につなげます。また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援を行うことや、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組みます。
主たる支援対象者	生活困窮者を中心に、社会的に孤立する者等
実 施 方 式	直営
相 談 場 所	1か所（社会福祉課内に設置）
人 員 配 置	主任相談員 1名 相談員 4名（就労支援員等を兼ねる）

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

主にひきこもりなどにより、支援につながることに拒否的な人や、必要な支援が届いていない人に支援を届け、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、継続的な訪問支援等を行います。

担 当 課	社会福祉課
事 業 内 容	潜在的な相談者の発見のために、民生委員等（地域のアンテナ役）との定期的な交流・本人や家族との信頼関係の構築・関係性づくり、支援に必要な情報収集（アセスメント）を行い、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人に関して家庭訪問や動向支援を行います。 ・潜在的な支援ニーズを抱える者を早期に把握するために地域で気にかけてくれる人を増やす。 ・本人やその世帯とのつながりを形成するために関係機関と連携を図りながら本人と接触する方法を考えていく。 ・継続的につながり続け、支援を実施するために関係機関と連携を図りながらチームで伴走支援をしていく。
活 動 の 対 象	ひきこもりのご本人やその家族
実 施 方 式	直営
活 動 場 所 等	市内全域
人 員 配 置	3人（兼務）

(3) 参加支援事業

参加支援は、複雑化・複合化しているような既存の制度では支援が困難な事例について、相談支援で把握し、対応する方の、ニーズを把握し地域の活動等に繋げ定着していけるよう、生活支援コーディネーターや、各分野の専門的な相談機関と連携し、社会的孤立防止への取り組みを行います。

また、コミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）を設置することで、個別支援から見える課題の解決に向けた新たなサービスや仕組みの開発を行います。

担 当 課	社会福祉課
事 業 内 容	既存制度では対応できないが、社会参加に係る支援の必要がある事例について、地域資源等を活用した社会とのつながりに向けた支援を行います。 また、社会参加活動等の運用に関する地域との調整や個別支援から見える課題の解決に向けた新たなサービスや仕組みの開発を行います。 <ul style="list-style-type: none">・ 支援対象者本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行う。・ 地域の社会資源や支援関係機関とのつながりづくりに取り組む。・ 地域における福祉サービスとの連携を図る。
活 動 の 対 象	地域に住むすべての方
実 施 方 式	委託（社会福祉法人東海市社会福祉協議会）
活 動 場 所 等	主にモデルとして緑陽及び富木島ふれあいコミュニティエリア内
人 員 配 置	CSW：2名

(4) 地域づくり事業

本市における地域づくりは、既存の地域づくり関係の事業の取り組みを活かしつつ、コミュニティを中心とした地域運営体制のあり方の内容とも連携を図りながら、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的としています。

地域の実情に合わせて、生活支援コーディネーターが中心となり、担い手の育成や社会資源の開発を進めるとともに、担当者が地域に出向き、第3層のコミュニティ単位や第4層の町内会自治会等のエリアを中心に、お互いに支えあえる地域づくりを、地域住民とともに取り組みます。また、CSWとも連携しながら、地域づくりを推進していきます。

ア 生活支援体制整備事業

担 当 課	社会福祉課
事 業 内 容	包括的支援体制の構築を推進するため、生活支援等の基盤整備をするCSW、生活支援コーディネーターの設置及び、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と、就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングし、役割を持った社会参加を促進するため、就労的活動支援コーディネーターを社会福祉協議会に設置します。 また、東海市生活支援体制整備等協議会を設置し、定期的な情報共有、連携強化の場となるネットワークを構築します。
支 援 対 象 者	高齢者を中心に、地域に住むすべての方
実 施 方 式	委託（社会福祉法人東海市社会福祉協議会）
活 動 場 所 等	市内全域
人 員 配 置	CSW：2名 第1層生活支援コーディネーター：1名 第2層生活支援コーディネーター：6名 就労的活動支援コーディネーター：2名

イ 地域介護予防活動支援事業

担 当 課	健康推進課
事 業 内 容	<p>年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、ともに参加できる介護予防活動の地域展開を目指して、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援や新たな社会参加の促進を目的に地域活動の人材育成のため、以下の事業を行います。</p> <p>1 脳トレいきいき百歳体操サポーターの養成</p> <p>2 専門職の派遣 地域の通いの場等に専門職を派遣し、通いの場の活性化を図ります。(保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等)</p> <p>3 脳トレいきいき百歳応援事業 高齢になっても介護保険サービスに頼らず生活を維持できるように、高齢者がアクセスしやすい場所に体操グループを数多く育成します。また体操グループの活動支援を行うサポーターを派遣します。</p>
活 動 の 対 象	65歳以上の高齢者及びその支援のために活動に関わるもの
実 施 方 式	直営
活 動 場 所 等	市内全域
人 員 配 置	保健師5名(兼務)

ウ 地域活動支援センター設置事業

担 当 課	社会福祉課
事 業 内 容	<p>障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者の自立と社会参加の促進に向けて、障がい者等の通いによる、創作的活動等の機会を設けます。また、地域福祉の推進のため、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化に向けた取り組みを行います。</p>
活 動 の 対 象	障がい児、障がい者、難病患者等
実 施 方 式	委託(株式会社波音)
活 動 場 所 等	市内1か所(高横須賀町)
人 員 配 置	4名

エ 地域子育て支援拠点事業

担 当 課	こども課、子育て支援センター
事 業 内 容	<p>地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とし、以下の事業を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 2 子育て等に関する相談、援助の実施 3 地域の子育て関連情報の提供 4 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 5 その他（親子発達支援事業など） <p>※ 児童館は1～3のみ</p>
活 動 の 対 象	小学校就学前の児童及び保護者
実 施 方 式	直営
活 動 場 所 等	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター市内3か所 子育て総合支援センター（大田町）、北部子育て支援センター（名和町）南部子育て支援センター（加木屋町） ・児童館市内13か所
人 員 配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター 保育士6名（総合）、保育士各4名（北部・南部） ・児童館 児童厚生員各2名

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

担 当 課	社会福祉課
事 業 内 容	<p>地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るため、総合福祉計画に位置付けられているプロジェクトを通じ、多機関で話し合う場を設け、地域におけるインフォーマル活動のための活性化を図るため、関係者で検討をします。</p>
活 動 の 対 象	市民
実 施 方 式	補助（社会福祉法人東海市社会福祉協議会）
活 動 場 所 等	市内全域
人 員 配 置	1名（兼務）

(5) 多機関協働事業

多機関協働事業は、本事業に関係者の連携を円滑にするなど、既存の相談支援機関をサポートし、本市における包括的な相談支援体制を構築することに加え、本人の社会参加に向け、単独の支援機関では対応が難しい事例の調整役を担い、各機関の役割分担や支援の方向性の検討を行います。

また、重層的支援会議も活用しながら、相談支援・参加支援・地域づくりに向けて一体的に支援を行うよう、働きかけをしていきます。

分野横断的な体制づくりのために、高齢、障がい等の分野や、相談支援、地域づくりという枠を超えて、地域のなかでともにつながっていくことができる体制づくりを、共通のマークを活用しながら推進していきます。

担 当 課	社会福祉課
事 業 内 容	既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援関係機関では対応の難しい事例について、事例全体に係る様々な調整（役割分担・支援の方向性）を行い、支援の目標・方向性を整理したプランを作成します。 また、既存制度等では対応できない支援ニーズ等に対応する社会資源の把握と開発に向けて取り組むとともに、分野を問わず相談を受け止めることができるような相談員の確保・資質向上に努めます。
実 施 方 式	直営
活 動 場 所 等	市内全域
人 員 配 置	社会福祉士3名、保健師1名、社会福祉主事2名



このマークは、福祉に関する困りごとについて、分野を問わず相談を受け止め、必要に応じ適切な支援機関につなぐ人や事業者の目印として作成したシンボルマークです。相談支援事業所や地域の方が一緒になって、気軽に相談しやすい環境を整えていきます。

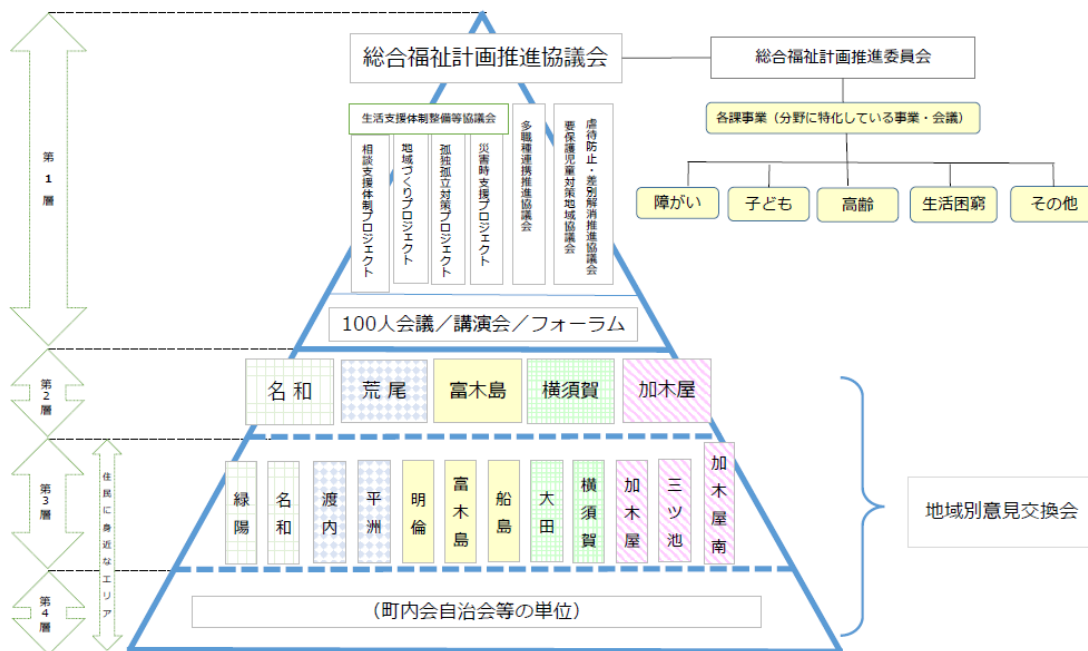
3 本事業の推進体制

本計画は、年度毎に実施状況を確認した上で、施策の充実や見直しについて協議を行い、円滑な事業実施に努めます。各分野の事業は各課で実施し、総合福祉計画推進委員会の中で各事業の推進状況等を確認、見直しなどの協議を行います。分野を超えた施策については、総合福祉計画推進協議会で評価を行います。

なお、重層的支援体制整備事業における庁内連携会議については、課長級の会議を総合福祉計画推進委員会で行うほか、管理者及び担当者同士の情報交換等については重層プロジェクト内で行い、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に推進します。

孤独孤立対策プロジェクト及び災害対策プロジェクトにおいても、本事業の推進と連動させながら進めていきます。

事業推進組織体系イメージ図



(1) 総合福祉計画推進協議会

目的	総合福祉計画の策定及びその推進に関する重要事項について調査審議するために設置しているもので、計画の進行管理を行います。
構成	学識経験者、社会福祉団体を代表者、児童福祉関係団体代表者、保健医療関係代表者、社会教育関係団体代表者、町内会、自治会等の代表者、市民等
内容	総合福祉計画の進捗管理を行い、分野横断的に取り組むべき事項や見直し等を含め、福祉施策の提言に向けた協議などを行います。
実施回数	年2回（8月、3月）
担当課	社会福祉課

(2) 総合福祉計画推進委員会

目的	総合福祉計画について、具体的施策の調査検討、連絡調整及び進行管理を行います。包括的支援体制の構築を目指すため庁内等の連携体制を図り、体制整備を推進します。
構成	市民福祉部長を委員長とし、関係課長職を中心に、包括的支援体制を構築するために必要な担当課の課長職にあたる者。必要に応じ、社会福祉協議会等も参画して協議を行います。
内容	各分野における事業の推進状況等の情報共有や評価を行い、実施方法等の見直しも含め、各種事業や庁内連携による推進の検討、協議を行います。
実施回数	年2回（7月、2月）
担当課	社会福祉課

(3) 生活支援体制整備等協議会

目的	地域資源や地域生活課題を共有し地域づくりや政策形成に結び付け、自立した日常生活の支援に係る体制を整備します。 また、孤独・孤立対策地域協議会の機能も兼ねます。
構成	学識経験者、各相談支援事業者、CSW、生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーター、サービス事業者、地域住民等
内容	各プロジェクトの取り組み状況、地域生活課題や社会資源の共有を行い、課題解決に向け日常生活支援の促進に係る取り組みの検討、協議を行います。
実施回数	年3回（6月、10月、2月）
担当課	社会福祉課

(4) 重層プロジェクト

目的	総合福祉計画における重点プロジェクトの相談支援体制プロジェクトおよび地域づくりプロジェクトについて、一体的に検討する場として設置します。
構成	関係各課、機関の担当者、地域住民
内容	行政主催で関係機関の管理者及び担当者会議として行うものと、社会福祉協議会主催で地域住民と共に地域生活課題の解決に向けた検討を行うものと内容を分けて実施します。 行政主催の会議では、各分野の状況報告や施策形成に向けた情報交換の他、地域住民との意見交換等を行います。社会福祉協議会主催の地域住民とのワークショップでは、地域生活課題の解決に向けた検討を行います。
実施回数	行政主催の会議：年3回 社会福祉協議会主催の会議：2地区（各3回程度）
担当課	社会福祉課、社会福祉協議会

(5) 孤独孤立対策プロジェクト

目的	総合福祉計画における重点項目の若者支援を中心とした孤独・孤立対策を検討する場として設置します。
構成	関係各課、機関の担当者、地域住民
内容	保健・福祉の担当者と学校現場の教職員が連携し、早期支援につなぐ仕組みを構築するため、ワークショップ等を市内小中学校で実施し、事例検討や振り返りを行うことで各相談員のスキルアップをしていきます。 身寄りのない高齢者等の孤立対策として、在職中に社会参加や必要な制度等を学ぶことで、地域に関心を持ってもらえるよう、企業と連携しながら実施していきます。
実施回数	年4回
担当課	社会福祉課、社会福祉協議会

(6) 災害時支援プロジェクト

目的	総合福祉計画における重点項目の災害に備えた福祉の体制づくりを検討する場として設置します。
構成	関係各課、機関の担当者、地域住民
内容	災害や緊急時に誰もが安全に避難することができ、安心して避難生活を送ることができる体制を整えるため、平時からできる取り組みについて検討していきます。 市民総合防災訓練や福祉避難所意見交換会等から出てきた意見も参考にしながら、支援が必要な人に支援の手が届く仕組みを考えていきます。
実施回数	年6回
担当課	社会福祉課、社会福祉協議会

(7) 重層的支援会議

目的	重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催します。
構成	その事例に応じて必要な担当課・関係機関
内容	プランの適切性の協議、終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行います。
実施回数	年必要に応じて随時で実施します
担当課	社会福祉課

(8) まるごと作戦会議（支援会議）

目的	守秘義務をかけ、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行います
構成	関係各課、機関の担当者
内容	潜在的な課題を抱える人の情報共有、支援方法の検討、役割分担、モニタリング及び終結についての検討、決定を行います
実施回数	随時開催
担当課	社会福祉課、こども課、健康推進課、高齢者支援課

4 評価

本事業については、関係機関等の連携体制の構築等が図られているか等の観点から、事業の推進方法について評価・分析を行い、円滑な事業実施に努めます。

なお、本事業は総合福祉計画に位置付けられていることから、数値目標については、総合福祉計画で定められている指標（表2）を用いてPDCAサイクルにより計画の推進・点検・評価を行います。

評価指標の基準値については、令和4年度のものを使用し、目標値については、総合福祉計画における5年後の中間目標値を本計画の目標値とします。また、プロセス評価については、各プロジェクトにおいて実施した内容を評価・分析していきます。これらの結果を、総合福祉計画推進協議会、総合福祉計画推進委員会、生活支援体制整備等協議会等において、報告していきます。

市と市民や地域・団体などが同じ認識を持ち、計画を推進できるよう、地域ケア会議等を通じ、積極的に情報を提供していきます。

表2 評価指標

評価指標	基準値 ※令和4年度	目標値 ※令和10年度	関連事業※
福祉に関する相談先を知っている人の割合	59.1%	64.0%	(1)、(2)
生活の困りごとを相談できる相手がいる人の割合	81.2%	85.5%	(1)、(2)、(4)、(5)
相談マーク（ピンバッジ）の配布数	294 個	3,300 個	(1)、(2)、(5)
地域の住民がお互いに支え合っていると思う人の割合	34.6%	40.1%	(2)、(4)
地域福祉活動に担い手として参加している人の割合	14.8%	21.7%	(3)、(4)
1年間に地域住民から相談がつながった件数	114 件	300 件	(1)、(2)、(4)、(5)
障がい者が社会参加できていると感じている人の割合	37.2%	42.2%	(3)、(4)
社会参加・交流をしている高齢者の割合	37.8%	44.2%	(3)、(4)
障がい者が地域で安心して暮らしていると思う人の割合	47.1%	51.8%	(1)、(4)、(5)
高齢者が地域で安心して暮らしていると思う人の割合	55.8%	59.4%	(1)、(4)、(5)
子育てがしやすいまちであると感じている18歳以下の子どもを持つ人の割合	86.4%	88.7%	(1)、(2)、(4)、(5)
子育ての悩みについて相談する場を知っている人の割合	46.9%	49.6%	(1)、(2)
生活・学習支援の場の数	4 カ所	9 カ所	(3)、(4)
地域子育て支援拠点等における子どもの年間延べ利用者数	79,312 人	102,000 人	(4)

※(1)包括的な相談支援事業、(2)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、(3)参加支援事業、
(4)地域づくり事業、(5)多機関協働事業

令和8年度にむけた福祉政策の動向 と自治体の検討課題

日本福祉大学 原田正樹

社会保障審議会福祉部会

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）①

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、人口減少・単身世帯の増加等の社会情勢の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズ、人口構造や世帯構成の変化スピードの地域差、地域における支え合い機能の脆弱化への対応が課題
- ・ 全ての市町村で、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために市町村が実施すべき施策の明確化
 - （1）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（2）支援関係機関同士の連携体制整備、（3）地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- ・ 支援会議を活用可能な市町村の拡大（※）、市町村が地域の見守り等に協力する団体を委嘱できる仕組みの創設
 - ※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- ・ 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入
- ・ 生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ 過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設
 - 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を縦割りの基準から分野横断的な基準に柔軟化、地域との協働促進を図る事業を実施

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ 地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化
- ・ 福祉以外分野との連携・協働の強化

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける

② 中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネーターや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う中核機関の法定化

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）②

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

① 社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、**第二種社会福祉事業等を実施可能**とする

② 既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、**社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施**
- ・社会福祉法人の解散時の**残余財産の帰属先に地方公共団体を追加**

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

① 平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・**市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加**

② DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・**災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施**
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

① 地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための**プラットフォームの制度化**

② 若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③ 中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・**介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置**について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた**適切な対応**
- ・**介護福祉士養成施設の今後の在り方**（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④ 外国人介護人材の確保・定着

- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・**准介護福祉士制度**について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した**適切な対応**

包括的な支援体制整備に向けた対応（論点）

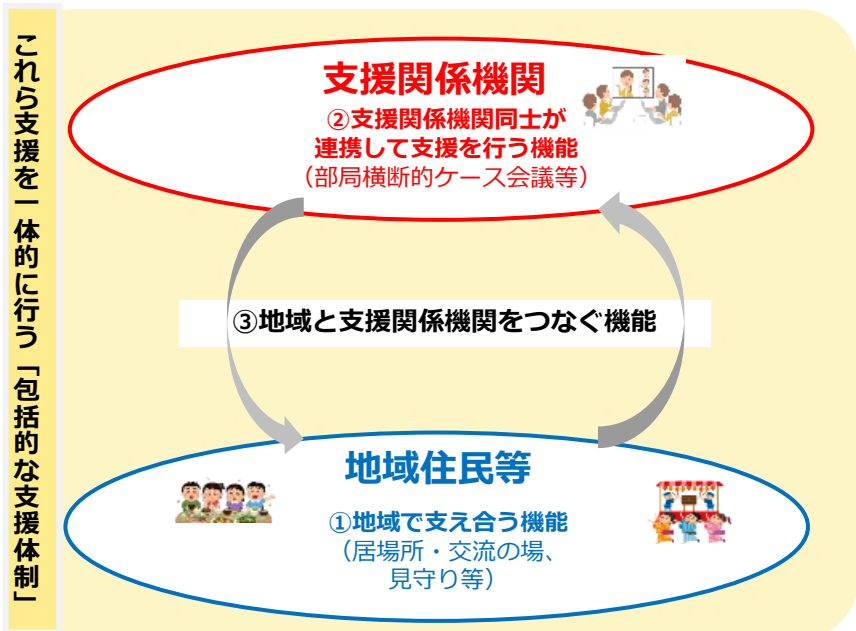
論点①

○ 現状や課題、中間とりまとめ等を踏まえ、以下の点についてどのように考えるか。

（市町村における包括的な支援体制の整備の推進）

- ・ 市町村が包括的な支援体制を整備を進めるにあたって実施すべき施策の明確化（地域住民の支え合いを促進する施策、支援関係機関同士が連携して支援を行う施策、地域住民と支援関係機関の連携・協働を図る施策 等）
- ・ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村の体制整備の促進（支援会議の活用を可能とする 等）
- ・ 地域住民等と支援関係機関の連携・協働を図るための方策を推進（市町村が協力団体を委嘱できる仕組みの創設 等）
- ・ 生活困窮者自立支援制度による対応強化（制度対象に支援が必要な者が幅広く含まれることを明確化、**福祉事務所未設置町村における一次相談事業の拡充（努力義務化）** 等）

＜＜包括的な支援体制のイメージ図＞＞

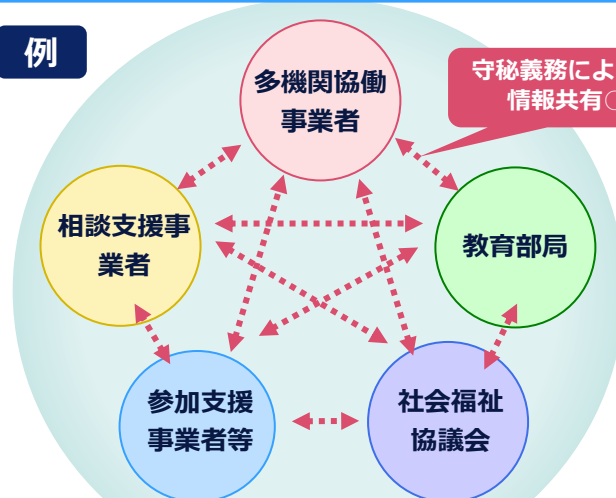


＜＜支援会議の仕組み＞＞

※現在、重層的支援体制整備事業実施自治体のみ活用可

- ・ 複雑化・複合化した課題が疑われるケースの情報共有や支援方策等の検討を行う
- ・ **守秘義務の設定**
⇒ 一定の要件^(※)を満たす場合、本人同意なしでケースの情報共有が可能となる

例



※本人から支援を求めることができず同意が得られない場合、速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合等

支援会議における守秘義務

(注) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項）
支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）

包括的な支援体制整備に向けた対応（論点②）

論点②

（都道府県における包括的な支援体制の整備の推進）

- ・ 都道府県による支援強化（市町村への伴走支援強化、広域対応が必要な支援実施主体としての役割の明確化 等）

（重層的支援体制整備事業の質の向上）

- ・ 検討プロセスの要件化（現状の地域資源の把握、地域の多様な関係者との対話 等）
- ・ 重層的支援体制整備事業実施計画の見直し（必須記載事項として目標・評価等に関する事項を追加、計画の定期的な見直し 等）
- ・ 財政支援の仕組みの見直し（体制整備（人件費補助）→機能面・取組面の総合評価に 等）

（※）必要な検討プロセス・事業の評価・見直し方法等は、調査研究を実施・整理し自治体に示す。なお、評価は支援実績件数のみでなく、複数の要素を組み合わせる総合的に行うことを念頭に今後詳細を検討。

（包括的な支援体制の中でのこども・若者支援）

- ・ こども・若者支援の推進（市町村に対し、こども・若者支援の観点に留意（※）した包括的な支援体制整備の必要性を周知、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業の取組促進（努力義務化、補助の在り方）
- （※）こども期からの予防的支援や若者の特性に留意しアウトリーチや継続的な伴走支援を行うこと 等

＜＜都道府県の責務・役割＞＞

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第6条（略）

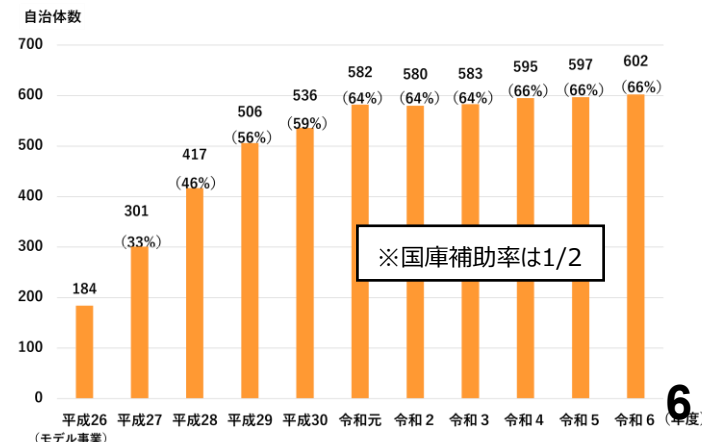
3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

＜＜包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業＞＞

- 予算額：1.5億円（令和7年度）
- 国庫補助率：3/4
- 主な実施内容
 - （1）都道府県庁内・外の連携体制確保
 - （2）市町村への研修（必要なプロセス等の実施）
 - （3）管内市町村同士のネットワーク作り
 - （4）管内市町村に対する伴走支援の実施
 - （5）機運醸成のためのセミナー・シンポジウム開催

R7年度から追加

＜＜子どもの学習・生活支援事業の取組状況＞＞



過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み（論点）

論点

○ 現状や課題、中間とりまとめ等を踏まえ、以下の点についてどのように考えるか。なお、詳細（必要な人員体制等）については、自治体の意見も聞きつつ、モデル事業等を実施した上で、実態に即した内容となるよう検討を進める。

（各分野の相談支援・地域づくり事業の体制整備）

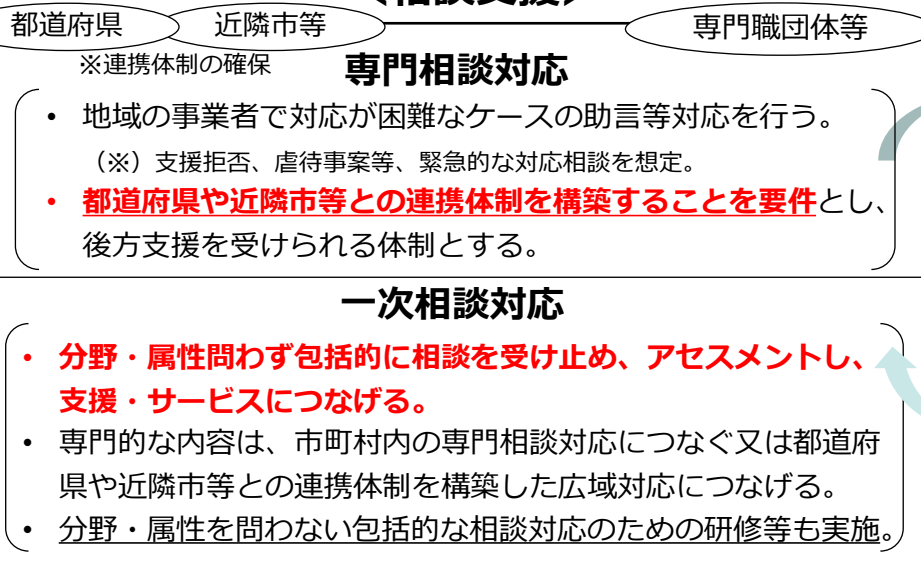
- ・ **高齢、こども、障害、生活困窮の相談支援・地域づくり事業について、既存事業の機能を確保しつつ、分野別の縦割りではなく機能別に構造化し、包括的な実施を可能とするため、配置基準等を柔軟化。**
- ・ 相談支援は、一次相談対応に必要な分野・属性を問わない包括的な相談対応のための研修等も実施。専門的相談対応等を行うため、都道府県や近隣市等との連携体制構築を要件化。
- ・ 地域づくりは、地域活動コーディネーターを配置。コーディネーターは福祉分野に加え、**福祉以外のまちづくり分野等の役割も兼ねる**。地域活動・拠点運営については、**既存の地域活動・拠点運営支援機能を共通化**。分野・属性を問わない取組支援を可能とする。これらについて、**地域運営組織（RMO）**と一体的に実施することも想定。

（相談支援・地域づくり事業にあわせて実施する事業）

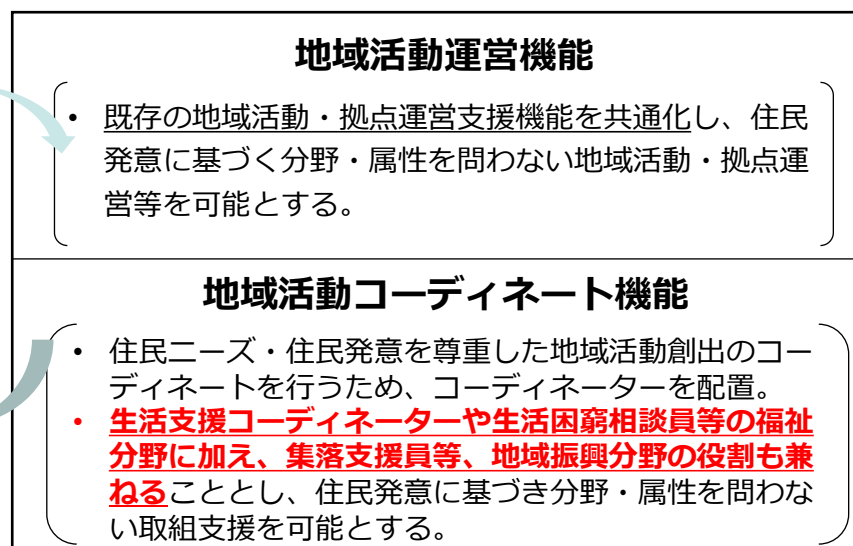
- ・ 重層的支援体制整備事業よりも簡素なものとし、**地域との連携・協働機能の強化**を図る内容とする。

<<具体的なイメージ（案）>>

<相談支援>



<地域づくり>



①人材づくり（相談対応人材の共通化、地域づくり人材の一本化）

②地域住民参画支援（地域運営組織（RMO）などとの連携）

地域運営組織と一体的に実施することも想定

論点

- 現状や課題、中間とりまとめ等を踏まえ、以下の点に関して、法令上の規定の整備を検討することについてどのように考えるか。

（福祉以外の分野との連携・協働）

- ・まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法等の他分野とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働を推進するため、包括的な支援体制の整備にあたって、連携に努める対象分野を拡大

- ・**地域福祉（支援）計画の記載事項として福祉以外分野関連施策との連携・協働に関する事項を明確化**

※あわせて、都道府県による支援の強化や、地域運営組織（RMO）や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる、福祉以外分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備をつなぐ取組を推進するため、調査研究を実施し、モデル事業等に取り組む

論点

- 災害時を見据え、平時からの福祉的支援の体制づくりを推進するために、以下の見直しを行うことについてどう考えるか。
 - ・ 国及び地方公共団体は、包括的な支援体制の整備等を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとされ、当該措置の推進に当たっては、保健医療・労働・教育・住まい・地域再生等の関連施策との連携に配慮するよう努めることが社会福祉法で規定されているが、これに「防災」との連携を加えるものとすること

- 地方自治体が作成する地域福祉（支援）計画の記載事項は社会福祉法で規定されているが、これに、災害福祉に関する事項を追加することについてどう考えるか。

また、具体的な記載事項として、地域福祉計画策定のガイドラインを改定して以下の記載を求めることとし、計画策定の過程において災害時の対応を検討しておくよう促すことについてどう考えるか。

 - ・ **市町村地域福祉計画**において、
 - ① 防災関連施策（※1）や災害ボランティア活動（※2）に対し、福祉担当部局が、平時から災害時において連携・協力を行う内容
 - （※1）個別避難計画の作成・活用、災害ケースマネジメントの実施 等
 - （※2）社協が実施するボランティアセンターの取組、災害支援を専門とするNPOが実施する活動 等
 - ② 福祉サービスの提供体制の維持やサービスが途絶えた場合の代替サービスの確保方策（※3）
 - （※3）他市町村との連携、地域における協力体制の構築 等
 - ・ 都道府県地域福祉支援計画において、
 - ③ DWATの整備状況、災害時における役割や実施内容（※4）
 - （※4）市町村別の整備状況の把握、体制の増強、発災時の積極的な活用 等

成年後見制度の見直し等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
精神・障害保健課

成年後見制度の見直し等について

- 民法において、成年後見制度が規定されている。

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

- 令和6年4月以降、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。令和7年6月には中間試案が示された。（第147回障害者部会で報告）
- その後、同民法（成年後見等関係）部会での調査審議において、3ページのとおり、法定後見制度について、現行の後見及び保佐の類型を廃止し補助の制度に一元化する案が示されている。

⇒今後、現行の成年後見人、保佐人、補助人について見直しが行われる場合には、障害保健福祉関係法令において、関係する規定（※）についても、併せて修正を行うことを予定している。

（※）身体障害者福祉法、精神保健福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法等における、市町村長による後見・保佐・補助開始の審判の請求に関する規定、「家族等」や「保護者」等に関する規定を想定。

法定後見制度

本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度

現行の制度

事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている

対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
制度	補助		保佐		後見	
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人	
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択					

見直し後の制度

適用範囲の拡大

廃止

対象者の能力	不十分		欠く常況
制度	補助		選択可
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特則
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択		
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為

福祉人材確保専門委員会における

議論の整理(概要)

基本的な考え方

- **2040年**には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加するなど、介護ニーズは多様化・複雑化。現役世代である生産年齢人口の減少も見込まれる中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題。
- 今後の人口減少のスピードが地域によって異なる中で、地域のサービス提供体制を確保するため、地域ごとに抱える課題の共有と必要な対応の実行、外国人を含む多様な人材の確保、介護現場で中核的な役割を担う介護福祉士等の確保・養成など、福祉部会等で更に議論を深めた上で、介護人材確保策をより一層進めていくことが重要。

地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組 （プラットフォーム機能の充実）

- 都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームの制度化
- 都道府県単位の情報共有の場に加え、「人材確保・定着」「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」「介護のイメージ改善・理解促進」などの地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームの設置による重層的な構造

若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- テクノロジーの導入・社会的課題への対応等の側面からの情報発信
- テクノロジーの活用による介護の質の向上と業務負担軽減、働きやすい環境づくりの整備、業務の整理・切り出しを進めいわゆる介護助手を活用することで、タスクシフト/シェアを進めることによる業務改善・生産性向上

中核的介護人材の確保・育成

- 中核的介護人材が担うべき役割・機能や必要な資質・能力の整理、研修体系の整備、山脈型キャリアモデルの深化
- 潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- 幅広い専門性や視点を有する人材の確保・育成のため、複数資格の取得に係る方策として実務者研修の科目免除・単位制の導入等
- 令和8年度卒業までの介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた適切な対応
- 介護福祉士養成施設の今後の在り方（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手に対する研修、ICT教育、介護職員・他分野で働く人材へのリカレント教育等）

外国人介護人材の確保・定着

- 小規模法人における外国人介護人材の確保・定着のため、海外現地での働きかけ、日本語教育や文化の違いへの対応、生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討（プラットフォーム機能の活用）
- 准介護福祉士制度について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した適切な対応

介護人材を取り巻く状況

- 2040年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加する。認知症高齢者や独居高齢者等の増加も見込まれるなど、介護ニーズは多様化・複雑化していく。
- 現役世代である生産年齢人口の減少も見込まれる中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。
- これまでの取組（※）に加え、より一層、人材確保策を強力に進めていくことで、介護サービスの提供体制を確保していく必要がある。

※介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着支援・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備

地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組（プラットフォーム機能の充実）

- 高齢化や人口減少の状況、地域における人材の供給量など、地域の実情に応じた人材確保策に取り組むため、制度的な仕組みとして、都道府県が設置主体となって、介護人材確保に関するプラットフォームを構築する必要がある。
- 介護人材確保に関する地域の関係者（市町村、ハローワーク、福祉人材センター、介護労働安定センター、介護事業者、介護福祉士養成施設、職能団体等）が地域の实情等の情報を収集・共有・分析することで課題を認識するとともに、それぞれの役割・機能（例：公的機関の役割として、事業者の抱える課題に対する支援を実施）を果たしながら、ネットワークの中で協働して実践的に課題解決に取り組むことが必要である。
- 都道府県単位の情報共有の場に加え、より狭い圏域で「人材確保・定着」、「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」、「介護のイメージ改善・理解促進」などの地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームを設置するといった重層的な構造を取ることで、情報の収集・共有・分析、課題の発見、課題に応じた取組の実施、取組の効果の検証、改善して次の取組につなげていくPDCAサイクルを回すこととする。
- 福祉人材センターがコーディネーター的な中核的役割を担い、関係者の取組を連携させることが考えられる。
- 地域における既存の協議会等との一体的な運営など適切な連携・役割分担を図ることや、広く福祉分野全体の人材確保の観点から活用することの検討も必要である。

若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

（情報発信・広報戦略）

- **テクノロジー導入・社会的課題への対応等の最新の介護に関する情報発信**、プラットフォームも活用した地域の実情を踏まえた広報戦略の検討、職場体験・インターンシップ等による地域の関係者の福祉現場の理解促進が重要である。

（テクノロジーの活用による業務負担軽減、介護助手の活用による業務改善等）

- 定着支援の観点から、テクノロジーの活用による介護の質の向上と業務負担軽減、加えてテクノロジーを活用できる人材の育成が必要である。また、働きやすい環境づくりのための雇用管理についても、プラットフォームの中でも議論をしながら、取組を進めていく必要がある。加えて、業務の整理・切り出しにより介護の直接業務とその他業務を明確化し、介護現場における周辺業務を担ういわゆる介護助手を活用することで、タスクシフト/シェアを進めることによる業務改善・生産性向上が推進される。

中核的介護人材の確保・育成

（中核的介護人材の役割等）

- 多様な人材の確保にあたって、介護職チームを適切に機能させるために必要な中核的な役割を担う人材の確保が必要になるため、中核的介護人材が担うべき具体的役割・機能や必要な資質・能力の整理、これを身につけるための研修体系の整備の検討が必要である。あわせて、山脈型キャリアモデル（※）をより深化させる検討も必要である。
※サービスや経営のマネジメントを行う役割に加え、認知症ケア・看取りケア等の特定のスキルを極めることや、現場に加え地域全体の介護力向上を進めることなど、介護人材が目指す複数のキャリアパス

（介護福祉士の届出制度）

- 介護福祉士が離職した場合の届出制度について、現行の潜在介護福祉士への復職支援に加え、現任の介護福祉士にも届出の努力義務を課すことで、地域の介護人材の実態把握や必要なキャリア支援を行うための仕組みに発展させることが必要である。その際、届出情報の有効活用や、届出の具体的なメリット（研修情報提供等）が必要である。

（複数資格の取得に係る方策）

- 地域の多様なニーズに対応する観点から、ある特定の分野にとどまらない幅広い専門性や視点を有する人材の確保・育成のため、資格の役割や専門性にも配慮しながら、他の国家資格の養成課程を修了している場合等の実務者研修（※）の科目免除、養成施設における単位制の導入等が必要である。

※実務経験者が介護福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な研修

中核的介護人材の確保・育成（続き）

（介護福祉士養成施設卒業者の国家試験義務付けの経過措置）

- 令和8年度卒業者までの介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置については、これまでの経緯・取組を踏まえつつ、資格の質の担保、専門性の向上等の観点から終了すべきといった意見、介護福祉士養成施設の入学者、介護人材確保等の観点から延長すべきといった意見、人材の質・量の両面での検討が必要であり本経過措置を延長するか否かという二者択一の議論だけでは不十分であるといった意見など、本専門委員会での意見を踏まえつつ、介護福祉士養成施設の役割も勘案しながら、必要な対応を講じられたい。

（介護福祉士養成施設の役割）

- 介護福祉士養成施設の今後の方向性として、国家資格の取得に向けた取組の強化（好事例の分析・収集・展開、日本語教育の充実等）に加え、地域において期待される役割（地域の担い手に対する研修、ICT教育の実施、介護職員・他分野で働く人材へのリカレント教育、既卒者への国家試験対策講座等）を果たしていくことについてもあわせて検討が必要である。

外国人介護人材の確保・定着

- 小規模法人における外国人介護人材の確保・定着のため、プラットフォーム機能を活用することにより、海外現地での働きかけなどの確保策、日本語教育や文化の違いへの対応、生活環境整備などの定着策といった地域ごとに必要な対策を検討することが必要である。
- 准介護福祉士については、資格に対する社会的評価・資質の担保や、介護福祉士の専門職としての地位の向上・確立の観点から廃止すべきとの意見があったことを踏まえ、フィリピン国政府との関係等も考慮しながら適切に対応すべきである。

今後の方向性について

- 今後の人口減少のスピードが地域によって異なる中で、地域のサービス提供体制を確保するため、人材確保は最重要課題である。地域ごとに抱える課題の共有と必要な対応の実行、外国人を含む多様な人材の確保、介護現場で中核的な役割を担う介護福祉士等の確保・養成など、介護人材確保策を検討する上で勘案すべき要素は多岐に渡る。福祉部会に報告して更に議論を深めるとともに、介護保険部会等においても必要な議論を進め、多面的な観点で今後の介護人材確保策をより一層進めていくことが重要である。

社会保障審議会介護保険部会

介護保険制度の見直しに関する意見（概要）

（令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえ、早急な対応が求められる。
- このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要。
- 福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要。

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

★：今後、詳細の要件や報酬設定等について介護給付費分科会等で議論することとされている項目

1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

○地域の類型の考え方

- ・計画策定プロセスにおいて、該当する地域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間で議論を行うことが必要である

○中山間・人口減少地域（サービス需要が減少する地域）

- ・サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける
- ・特別地域加算の対象地域を基本としつつ、高齢者人口の減少に着目した地域の範囲について国において一定の基準を示す（市町村内の一部エリアを特定することも可能）★
- ・対象地域は、計画策定プロセスにおいて市町村の意向を確認し、都道府県が決定する

○大都市部（2040年にかけてサービス需要が増加し続ける地域）

○一般市等（2040年までの間にサービス需要が増加から減少に転じる地域）

- ・高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められる

2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

○特例介護サービスの枠組みの拡張

- ・中山間・人口減少地域において、職員の賃金の改善に向けた取組、ICT機器の活用や、サービス・事業所間の連携等を前提に、職員の負担への配慮やサービスの質の確保の観点も踏まえ、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うため、特例介護サービスに新たな類型を設ける（施設サービスや特定施設入居者生活介護も対象）★

○地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

- ・特例介護サービスの新たな類型の枠組みにおいて、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とする★

○介護サービスを事業として実施する仕組み

- ・中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業（地域支援事業の一類型）により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設ける

○介護事業者の連携強化

- ・地域の法人・事業所が一定期間にわたり事業継続する役割を担い、複数事業所間の連携を促進し、業務効率化等の取組を推進する仕組みを設け、必要な支援を行う★

○既存施設の有効活用

- ・国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充する

○調整交付金の在り方

- ・より精緻な調整を行う観点から、年齢区分を3区分から7区分に変更する

3. 大都市部・一般市等における対応

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合

- ・夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する

※多様なニーズに対応したサービスを提供するため、高齢者のニーズに沿った多様な住まいの充実（Ⅱ3）、テクノロジーの活用支援（Ⅲ2）等の取組を併せて推進する

II 地域包括ケアシステムの深化

1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて

- ・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要である

2. 医療・介護連携の推進

○医療と介護の協議の場等

- ・総合確保方針に基づく協議の場を再編成するとともに、2040年に向けた介護の提供体制等について本格的に議論する体制を構築する

3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援

○有料老人ホームにおける安全性及び質の確保

- ・中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームについて登録制といった事前規制を導入する
- ・あわせて、更新制や一定の場合に更新を拒否する仕組みを導入する
- ・事業廃止や停止等の場合の関係者との連絡調整を義務付ける

○入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

- ・契約書や重要事項説明書の契約前の書面説明・交付を義務付ける

○入居者紹介事業の透明性や質の確保

- ・公益社団法人等が優良事業者を認定する仕組みを創設する

○いわゆる「囲い込み」対策の在り方等

- ・介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制を確保する
- ・住まい事業と介護サービス等事業の会計を分離独立させる

○住まいと生活の一体的支援

- ・改正セーフティネット法も踏まえ、居住施策との連携を促進する

4. 介護予防の推進、総合事業の在り方

○介護予防・日常生活支援総合事業

- ・都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する

○介護予防を主軸とした多機能の支援拠点

- ・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する

5. 相談支援等の在り方

○頼れる身寄りがない高齢者等への支援

- ・ケアマネジャーの法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも多い、頼れる身寄りがない高齢者等の抱える生活課題について、地域課題として議論できるよう地域ケア会議の活用を推進する
- ・包括的支援事業（総合相談支援事業等）において頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化する

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方

- ・介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の直接実施を可能とする

○ケアマネジャーの資格取得要件、更新制・法定研修の見直し等

- ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を5年から3年に見直す
- ・介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求め、事業者への必要な配慮を求める

○有料老人ホームに係る相談支援

- ・登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する★

6. 認知症施策の推進等

- ・自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進する

III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

1. 総合的な介護人材確保対策

○人材確保のためのプラットフォーム

- ・都道府県単位で人材確保のためのプラットフォームを構築する

2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

○生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等

- ・国及び都道府県の責務として位置付ける
- ・人材確保のためのプラットフォームの中で、生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等に向けた関係者との連携の枠組みを構築する

- ・人材確保や生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県計画における位置付けを明確化する
- ・国・都道府県においてテクノロジーの更なる活用を支援する

○事業者間の連携、協働化等

- ・バックオフィス業務等の間接業務の効率化等を進める

○科学的介護の推進

- ・国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化する

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等 の円滑な実施を確保するための 基本的な指針」改正後 概要（案）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進

- ・スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下【新規】
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議会の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域【新規】

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援【新規】

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】

(市町村)

- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

こども家庭庁 令和8年度予算案

令和8年度 こども家庭庁予算案の全体像

- 令和8年度予算案については、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)等に基づき、以下の5本柱で所要の予算を計上。
 - ① 「こどもまんなか社会」に向けた基本政策の推進
 - ② 若年世代等が希望する将来設計を追求できる社会の構築
 - ③ 多様で質の高い育ちの環境の提供等
 - ④ 地域の多様な主体が連携したこども・若者支援システムの構築
 - ⑤ 人口動態・社会経済の変化を踏まえた持続的なこども政策の展開
- 民間企業と連携したこども・若者・子育て支援を創設するとともに、「こども誰でも通園制度」の全国展開、保育士等の処遇改善、病児保育の拡充、食事支援と体験機会・学習支援などひとり親・貧困世帯のこどもへの支援の大幅拡充、里親等委託、こどもの自殺対策、パートやフリーランスの方等の育児期間中(1歳まで)の年金保険料免除、保育料負担軽減として認可外保育施設等の給付上限額引き上げなど、「こどもまんなか社会」に向けたこども・若者・子育て支援を大幅に強化。
- 併せて、地域の実情を踏まえ、人口減少地域での保育提供体制の維持・確保、交付金による保育施設等の改装等の支援を行うとともに、財政力の低い地方自治体等に対する支援事業の創設や補助事業での重点的な支援を実施。

区分	R8 予算案 (A)	R7 予算額 (B)	対前年度比 (A-B)
一般会計	42,795億円	42,367億円	+428億円
子ども・子育て支援特別会計 (注1)	32,161億円	30,903億円	+1,258億円
うち 子ども・子育て支援勘定	21,118億円	20,216億円	+902億円
うち 育児休業等給付勘定	11,043億円	10,687億円	+356億円
合計	74,956億円	73,270億円	+1,686億円

(注1) 一般会計からの繰入れ等を除いた計数。(注2) 上記の金額にはデジタル庁一括計上予算は含まれていない。(注3) 計数整理の結果、異同を生じることがある。
 (注4) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。
 (注5) 子ども・子育て支援特別会計の主な収入は、雇用保険料収入9,141億円、事業主拠出金収入7,758億円、子ども・子育て支援納付金収入(令和8年度より開始)6,436億円、子ども・子育て支援特例公債金5,072億円。

令和8年度 子ども家庭庁予算案の主なポイント

…補正予算額
[○-○] …主要施策集に対応

1. 「こどもまんなか社会」に向けた基本政策の推進

6,585億円

(6,534億円)

(1) 企業等と連携したこども・若者のための社会環境の変革 7億円(2億円) (3) こどもの育ちを支える基礎的な支援 6,568億円(6,532億円)

○ 「こどもとともに成長する企業」構想の推進等 [1-1] 7億円(2億円)

○ 社会の気運醸成に向けた民間主導の取組支援 [2億円]

○ 多子世帯を含めた大学授業料減免等の着実な実施

○ こども政策に関するEBPM推進体制の強化 6,567億円(6,532億円)
0.1億円(一億円)

※ こども未来戦略により拡充された児童手当の確実な支給のため、2兆973億円を計上

(2) 全国どの地域でもこどもが健やかに育つ社会の実現 10億円(一億円)

○ 地域こども政策推進事業の創設 等 [1-2] 10億円(一億円)

○ 物価高に対応した子育て世帯への強力な支援(物価高対応子育て応援手当) [3,677億円]

2. 若年世代等が希望する将来設計を追求できる社会の構築

1兆3,877億円

(1兆3,486億円)

(1) 若者政策の推進 34億円(38億円)

○ 若年世代とのつながり・居場所づくりの推進 7億円(9億円)

○ 虐待や貧困などに直面する学生等へのアウトリーチ支援 3億円(3億円)

○ 若年世代の将来設計の可能性の最大化 11億円(11億円)

○ プレコンセプションケアの推進等 [2-1] 等 12億円(12億円)

・プレコンセプションケア推進のための体制強化
・不妊治療等のアクセス支援 等

○ 若者10万人の総合調査 ○ 地域少子化対策重点推進交付金 [190億円]

○ 地域における若者支援強化のためのコーディネート事業

○ 親子連結モデル事業による環境整備

(2) 仕事と子育ての両立への支援 1兆3,843億円(1兆3,448億円)

○ 自営業・パート・フリーランス・農家等の育児中の国民年金保険料免除 [2-2]

○ 病児保育の充実 [2-3] 149億円(113億円) 152億円(一億円)

○ 放課後児童クラブ事業の拡充 [2-4] 1,361億円(1,261億円)

○ 企業主導型保育・ベビーシッター利用者支援事業 [2-5] 2,428億円(2,347億円)

○ 手取り10割相当の育休給付、育児時短給付 9,649億円(9,648億円) 等

○ 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能の構築 [16億円]

○ 安全で質の高いベビーシッターの利用促進

○ 入院中のこどもの家族の付添い等の環境改善

3. 多様で質の高い育ちの環境の提供等

2兆776億円

(1兆9,706億円)

(1) 多様で質の高い育ちの環境の提供 2兆613億円(1兆9,673億円)

○ 保育士等の処遇改善 [3-1] +858億円

○ こども誰でも通園制度の全国展開 349億円(126億円)

○ 認可外保育施設等の利用料に係る給付上限額の引き上げ [3-2] +37億円

○ 3歳児に係る保育士等の配置基準の完全実施(R10年度から) [3-3]

○ 保育士等のミドルリーダーによる地域の保育の質の向上 [3-4]

○ 第三者評価による保育の質の向上や「見える化」の推進等 1億円(一億円)

○ 保育士・保育所支援センターの推進 5億円(5億円) 等 2億円(2億円)

○ 保育人材の確保 ○ 「はじめの100か月の育ちビジョン」の推進 [131億円]

○ 保育所等における物価高対応のための支援

(2) こどもの安心・安全 163億円(33億円)

○ こども性暴力防止法の円滑な施行 [3-5] 27億円(一億円)

○ 保育所等における虐待防止対策 [3-6] 2億円(一億円)

○ こどものためのショートステイ・トワイライトステイの強化 等 [3-7] 12億円(7億円)

○ こども性暴力防止法関連システム開発等の施行準備 [41億円]

○ 保育所等における性被害防止対策

○ こどものためのショートステイ・トワイライトステイの受け皿拡充

令和8年度 ことば家庭庁予算案の主なポイント

…補正予算額
[○-○] …主要施策集に対応

4. 地域の多様な主体が連携したことば・若者支援システムの構築

9,984億円

(9,696億円)

(1) 支援ニーズを見逃さないコンタクトポイント・相談体制の構築

(2) 支援ニーズを抱えることば・若者への支援

8,735億円(8,363億円)

[妊娠・出産・乳幼児]

1,248億円(1,332億円)

○ 妊婦等への支援給付と相談支援、産婦健診等 873億円(929億円)

○ 出産直後の母子の心身ケアや育児サポート、乳児全戸訪問等

100億円(89億円)

[ことば・若者]

○ ことば家庭センターによる総合的な相談支援 [4-1] 245億円(295億円)

○ ひとり親家庭への相談支援体制の更なる強化 9億円(6億円)

○ ことばの自殺の要因分析、ICTやAIの活用も見据えた新たな自殺対策の検討等 [4-2] 2億円(1億円) 等 [4-3]

[ひとり親・貧困家庭]

○ 物価高に対応したひとり親・貧困家庭のことばへの集中的な食事等支援の創設

[4-4] 11億円(-1億円)

○ ひとり親家庭等のことばの体験機会・学習支援の大幅な拡充

[4-5] 36億円(18億円)

○ ひとり親家庭の収入増に向けた就業と養育費確保への支援 等

119億円(125億円)

○ ひとり親の収入増に向けた就業支援の強化

[20億円]

○ 物価高に対応したことばの貧困・ひとり親家庭等への緊急的な支援

- ・ 重点支援地方交付金を活用したひとり親家庭等への給付金等の支援の促進
- ・ 地域における緊急的な支援と連携した物価高対応集中相談事業
- ・ ひとり親家庭等のことばの食事等支援事業

[障害児・医療的ケア児等]

○ 障害児等の保育所等におけるインクルージョン(包容)の強化 [4-6]

○ 医療的ケア児やその家族への支援の拡充 等 [4-7] 16億円(-1億円)[再掲]

53億円(46億円)

[児童虐待・社会的養護]

○ 専門性ある児童相談所職員等の処遇の大幅な改善 [4-8] 9億円(4億円)

○ 養育環境等に課題を抱える児童等のための包括的な支援 6億円(11億円)

○ 家庭養育環境を確保するための里親等委託の推進 [4-9] 10億円(10億円)

○ 児童養護施設等の職員の処遇改善 [4-10] +49億円 等

○ ことばホスピスへの支援

[265億円]

○ 発達に特性のあることばへのアセスメント強化・伴走的支援

○ 児童虐待防止対策のためのシステム構築

○ 共働き家庭里親等への支援、児童養護施設等の職員の処遇改善等

○ 児童養護施設等における物価高対応のための支援

○ 妊娠・出産・乳幼児期の悩みやリスク等の早期発見・相談等 [75億円]

- ・ 1か月児・5歳児健診の支援
- ・ 新生児マススクリーニング検査実証事業

○ 支援ニーズをまるごと受け止める包括的なシステムの構築

- ・ 地域ネットワーク構築によることば支援
- ・ ことば家庭センターの設置・機能強化

○ 虐待防止対策の強化(ことば・若者支援人材バンクの創設等)

○ ヤングケアラーへの食支援を通じた実態把握

○ ひとり親家庭のためのワンストップ相談体制の強化

○ ことばの自殺対策の強化

- ・ 法定協議会の効果的な運営に向けたモデル事業

5. 人口動態・社会経済の変化を踏まえた持続的なことば政策の展開

334億円

○ 人口減少地域での保育提供体制の維持・確保への支援等 6億円(-1億円)[再掲] (334億円)

○ 施設整備交付金による保育施設等の改築等の支援、ことばDXの着実な推進 334億円(334億円) 等

○ 施設整備交付金による保育施設等の改築等の支援 ○ 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業 [392億円]

こども・子育て支援の強化のポイント

令和8年度予算案 7兆4,956億円

- 「こども未来戦略」加速化プラン(3.6兆円程度)に基づくこども・子育て支援の抜本強化を着実に実施
 - R8予算では、「こども誰でも通園制度」の全国展開、保育士等の**処遇改善**、認可外保育施設等の**給付上限額引き上げ**、**病児保育の充実**、食事支援と体験機会・学習支援など**ひとり親・貧困世帯のこども**への支援の**大幅拡充**、**里親等委託**、こどもの**自殺対策**、**育児期間中のパートやフリーランスの方等の年金保険料免除**など、**こども・子育て支援を大幅に強化**
- ※ R7補正予算でも、**物価高対応子育て応援手当**や保育士等の**処遇改善**など**0.6兆円規模**のこども・子育て支援を計上

こども誰でも通園制度の全国展開

- 月一定時間まで、就労要件を問わず柔軟に利用可能な制度を**全国で本格実施**
- 基本分単価を約3割引き上げ**るとともに、障害児、医療的ケア児などに係る**加算を引き上げ**、施設による保護者支援の充実等の取組を適切に評価する加算を**創設**

認可外保育施設等の利用者の負担軽減

(令和元年10月の**制度創設以来初めての給付上限額の引き上げ**)

- 物価・賞金動向等を踏まえ、認可外保育施設等の保育料について、保護者の負担を軽減するための**給付の上限額を1割程度引き上げ**、こどもの育ちを支援(令和8年10月～)
- 3～5歳のこどもが認可外保育施設等を利用する場合を含め、**延べ約60万人の保護者負担を軽減**

育児期間中の年金保険料免除

- 第一号被保険者(自営業、パート、フリーランス、農家等の方々)のこどもが満1歳になるまで**年金保険料を免除(年金額は満額保障)**

ひとり親・貧困世帯のこども支援等の大幅拡充

- 食費高騰の影響が長引く中、自治体による**集中的なこどもの食事支援**を創設
- 受験期のこども**を中心に、貧困世帯等のこどもの体験機会・学習支援を**大幅拡充**
- 児童相談所の職員等の処遇の大幅改善**

保育士等の処遇改善

- 人事院勧告を踏まえ**5.3%**の引き上げ
(※R7補正予算:844億円、R8予算当初:858億円)
- こども家庭庁発足以来**21.2%**の改善
- ※**児童養護施設等の職員についても処遇改善を実施**

保育の質の向上・充実

- 過疎地域等で**保育機能確保**に取り組む保育所を支援
- 障害児**に対応する**専門職配置**の支援
- 保育現場での**ICT活用**推進を評価する**加算**の創設
- 病児保育**の**広域連携**の促進で**利便性**を向上
- 保育士等のミドルリーダーによる**地域の保育の質の向上** 等

R7年度補正予算での対応(6,479億円)

- 物価高対応子育て応援手当 (こども1人当たり2万円)
- 保育所や児童養護施設等における物価高対応の創設
- 保育現場の負担軽減(保育補助者の雇入れ支援、DX化等)
- 入院中の付き添いの環境改善 ○こどもの貧困対策
- 発達に特性のあるこどもへの支援 ○こどもの自殺対策 等

自治体として検討していくこと

頼れる身寄りのいない高齢者等への対応

実際に地域には、どんなニーズが、どの程度あるのか。

入院時等の生活支援、保証人、死後への不安…

ACP(Advance Care Planning)の新たな活用(啓発から制度化へ)

高齢者だけではなく、障害のある人、若年層も含む。 **孤独・孤立対策**

災害福祉(減災・防災)の対応

各事業所のBCP(事業継続計画)の進行管理とネットワーク化

個別避難計画と日常のソーシャルサポートネットワーク(見守り・支え合い)

自治体だけではなく、広域の避難計画、事業継続 DWATの受け入れ体制

介護・福祉人材の確保と社会福祉法人(事業所含む)連携体制

管内の事業所の実態把握(現状や課題)とプロジェクトチームの設置

法人間連携(将来的には社会福祉連携推進法人)の組織化

外国人介護人材の確保・定着にむけた支援

自治体として検討していくこと

事業所・自治体内のデジタル化

小規模事業所等への導入支援。

ICT、AI(ケアプラン作成、記録など)、センサー設備、介護ロボットなど
データベースの構築(個別データを世帯ごと、介護・医療連携の拡充など)

包括的支援体制の構築(新しいセーフティネット)

縦割り・分野別福祉から、包括的支援の体制へ(多機能集約化・重層化)

申請主義による「待ち」の福祉から、「予防(早期発見・早期支援)」への転換

包括的支援の仕組み(地域活動の基盤、アウトリーチ・包括相談、多機関・庁内連携)

重層的支援体制整備事業の効果的推進(支援会議、参加支援など)

人口減少にむかう対応(2040年)

持続可能な地域福祉 ↔ 持続可能な地域であること ↔ 地域づくり

福祉ニーズの将来予測 要介護者のピーク、障害種別、出生数、地区別人口など

→ 必要な社会資源、サービス量の確保予測 社会基盤としての地域福祉

各プロジェクトの進捗状況及び来年度の取組みについて

第4次東海市総合福祉計画を推進するにあたり、4つのプロジェクトを掲げ、検討を行った。

検討メンバーは、主に市関係各課及び委託先が主であった。推進協議会委員への案内をしたことで、各プロジェクトについて、1～2名の参画をいただいた。

また、地域に出てワークショップ（以下「WS」という。）も実施した。

・令和7年度の取組について

P J 名	相談支援体制	地域づくり	孤独孤立対策	災害時支援
回数	年6回 他に事例検討2回	年6回 地域とのWS2地区	年4回 WS・事例検討含む	年6回
R7 目標	<ul style="list-style-type: none"> 支援会議の蓄積、分析 ふくしマークの啓発、マニュアルの作成 地域に合わせた出張相談会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民からの地域生活課題やニーズ把握方法について検討 つなぐ体制について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 教育と福祉の連携WSの実施 WSから見えてきた課題検討 支援体制検討 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの提供等に向け平時からの情報把握ができる取り組みの検討
備考	重層PJと位置付け、同日実施			

・令和8年度の取組について

P J 名	相談支援体制	地域づくり	孤独孤立対策	災害時支援
回数	年3回（他に担当者会議2回） 地域におけるWSを2地区実施		年4回	年6回
R8 目標	<ul style="list-style-type: none"> 支援会議の蓄積、分析を行い、東海市の相談傾向について把握 ふくしマークの啓発及び、利活用について意見交換の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民と共に地域課題について検討し、アクションプランをもとに、活動へつなげる 	<ul style="list-style-type: none"> 教育と福祉の連携WS等の実施 身寄りのない高齢者等の支援について、必要な対策を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> 平時からの取組を検討し、個別支援計画作成率向上と、ひとり一人に応じた避難計画を作成し、実際の訓練で活用する
備考	重層PJと位置付け、同日実施		WSや研修会等実施	市民総合防災訓練での実践

1 相談支援体制プロジェクト

○ふくしの共通マークの啓発及びマニュアルの作成

ふくしの共通マークの名称について小中学生に募集し、一番多かった「ふくちゃん」とすることとした。商標登録等確認したが、同一分野・目的での登録はなかったため、この名称とする。

また、マークの啓発に関して、マニュアルの作成及び、連絡先の整理を行った。

○事例検討会

障がい分野の事例検討会及び孤独孤立対策プロジェクトで実施した教育と連携の事例検討会に参加することで、どの分野においても、単一の課題であることは少なく、分野横断的に検討していくことが大変有効であることを学んだ。

○相談員フォローアップ講座

各分野3年以上の相談員等を対象とし、相談員等が個別アセスメントや地域アセスメントの力を養い、地域住民と協働していくためのプロセスの積み上げ及び地域へのアプローチ方法を身に着けることができるよう研修会を実施し、アセスメントの重要性を再確認した。

○出張相談

大池健康交流の家で、子どものイベントに合わせて実施した。何気なく相談ができる環境で実施できると良いという助言をいただき、3月26日に高齢分野の内容で実施するよう地域と調整をしている。

<次年度以降について>

支援会議の蓄積から見える、相談の傾向等について深掘りし、本市の相談傾向について把握し、必要な体制について検討する。

また、マークの周知・啓発について、関係部署間の連携を深めながら役割分担をしつつ行えると良いと考えているほか、既にマークを配布している事業所等との意見交換会を実施し、相談の繋がりやすさ等について意見交換を行う。

出張相談会については、マーク着用者からつないでもらえるように啓発を行い、その上で依頼があれば相談に出向くこととする。

その他、事例検討会や相談員フォローアップ講座についても、引き続き実施する。

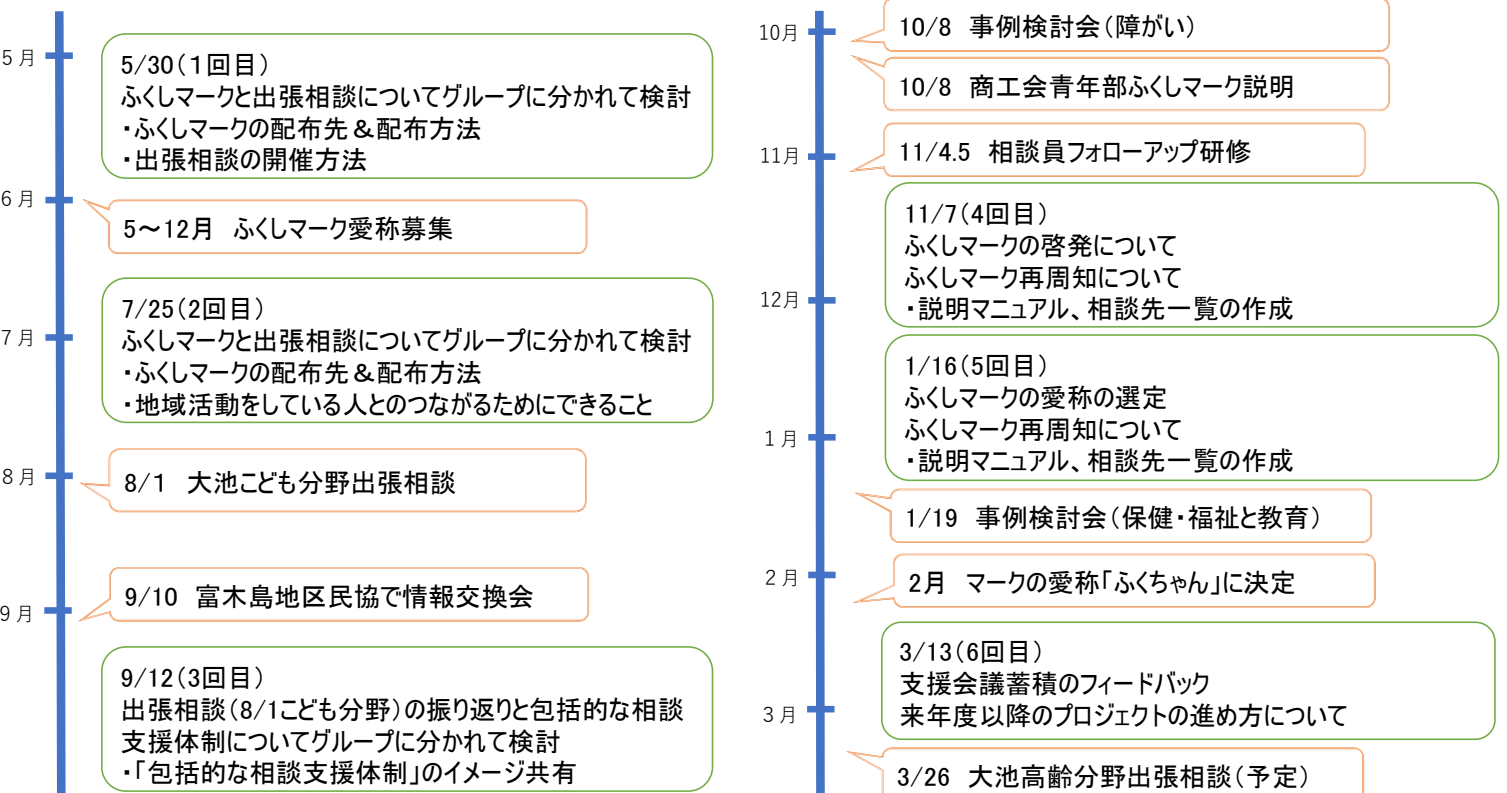


相談支援体制プロジェクト

重点項目	包括的な相談支援体制の構築	
	推進項目	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的に世帯全体を受け止める相談支援体制を整備します(1-1) ・妊娠期から子どもと家庭への相談支援を充実させます(7-1)
5年後の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に身近に相談できる場所が増えることでみんなが気軽に相談できる ・分野を問わず対応できる体制ができる 	
R7年度の取組について 評価・分析 (1月末時点)	<p>年6回実施のうち、2月末時点で5回実施済み。ふくしまークの啓発や包括的な相談支援体制として異なる分野の相談員が協力しやすい体制について検討した。また、障がい分野や保健・福祉と教育(学校)分野の事例検討会に参加した。事例検討会では、他分野との連携の大切さを再確認し、解決できない事例でも一緒に考えることで、異なる専門分野の知見を得ることで様々な角度から問題を見ることができた。</p> <p>体制づくりとして昨年度に引き続き、大池健康交流の家で、こども分野にターゲットを絞り出張相談会を開催し、大池交流の家の管理者さんから、「日常的な活動の中からのほうが、会話の中で困りごとを拾うことがある。」と意見をいただいた。包括的な相談支援体制の構築には、ふくしまークを持って地域活動をしていただいている方々に、ふくしまークの意味を再周知していくことと、分野を問わず対応ができる体制として、ふくしまークの相談を掲げている関係部署間の連携を深めていくことが必要である。</p>	
R7第1回 推進協議会に おける意見	<ul style="list-style-type: none"> ・相談マークの普及啓発のみでなく、どうつなぐのか等マニュアルの作成や受け手側の職員向けの研修が必要である。 ・イベントや日常の中で何気なく相談ができる環境があるとよい。 	
R8年度の目標	<p>支援会議の蓄積から見える、相談の傾向等について深掘りし、本市の相談傾向を把握し、必要な体制について検討する。マークの周知・啓発について、関係部署間の連携を深めながら役割分担を行う。また、既にマークを配布している事業所等との意見交換会を実施し、相談の繋がりやすさ等について意見交換を行う。</p>	
R8のスケジュール	<p>重層事業として社会福祉協議会と一体的に実施していることから、役割分担を決め、地域住民と共に進めていく。各分野の状況報告や施策形成に向けた情報交換の場については、行政が中心となり実施していく(3回程度実施)。地域住民とのワークショップは社会福祉協議会が中心となり実施していく。毎年2地区(各3回程度実施)ずつ進めていく。</p>	



相談支援体制プロジェクト(令和7年度の取り組み)



2 地域づくりプロジェクト

○地区民協における情報交換

富木島地区の民生委員・児童委員協議会において、小学校区ごとにわかれて情報交換会を実施し、データだけでは見えてこない地域の情報を知ることができた。

○緑陽・富木島地区におけるワークショップの実施

緑陽、富木島地区ともに、CSWの呼びかけによりワークショップを実施。

	緑陽コミュニティ	富木島ふれあいコミュニティ
時期	令和8年2月～3月	令和7年11月～令和8年2月
メンバー構成	コミュニティ、民生委員、主任児童委員、小中学生、事業所、企業、当事者団体、ボランティア等	教職員、民生委員、主任児童委員、SSW、児童館厚生員、地域住民、ボランティア等
参加人数	25名/28名/3/15 予定	8名/18名/12名
内容	我が町のことを、世代を超えて地域住民が共に話し合い、地域の課題を様々な角度から深掘りを行う。最後に、課題解決に向けたアクションプランを作成する。	「こどもたちの課題」をメインテーマとして、関係者同士で地域の課題を出し合い、課題の深掘りを行う。最後に、課題解決に向けたアクションプランを作成する。

緑陽コミュニティでは、CSWが地域で活躍されている方に広く呼びかけ、多くの参加者が集まった。中には親子での参加が見られる等、様々な世代の意見を聞くことができている。第2回では、様々な地域の課題同士の関係性を視覚化することで、課題の深掘りを行った。次回、アクションプランを検討し、次年度の実施に向けて地域住民と調整していく予定。

富木島ふれあいコミュニティでは、こどもたちの居場所や地域でのつながりに関する課題等、世代を超えた課題が出された。課題の中から、身近な場所で気軽にできることについて考え、例として空き教室の活用や地域での防犯対策に関するアクションプランを作成した。次年度以降、引き続き地域住民と調整して実施していく。

<次年度以降について>

次年度以降も、今回とは違う2コミュニティ（渡内コミュニティ及び加木屋南コミュニティを予定）において地域づくりプロジェクトとして実施し、地域の課題について地域住民自身が考えることができるような機会をつくる。また、WSの実施にあたり、困り感や振り返りは、重層プロジェクトの中で行う。

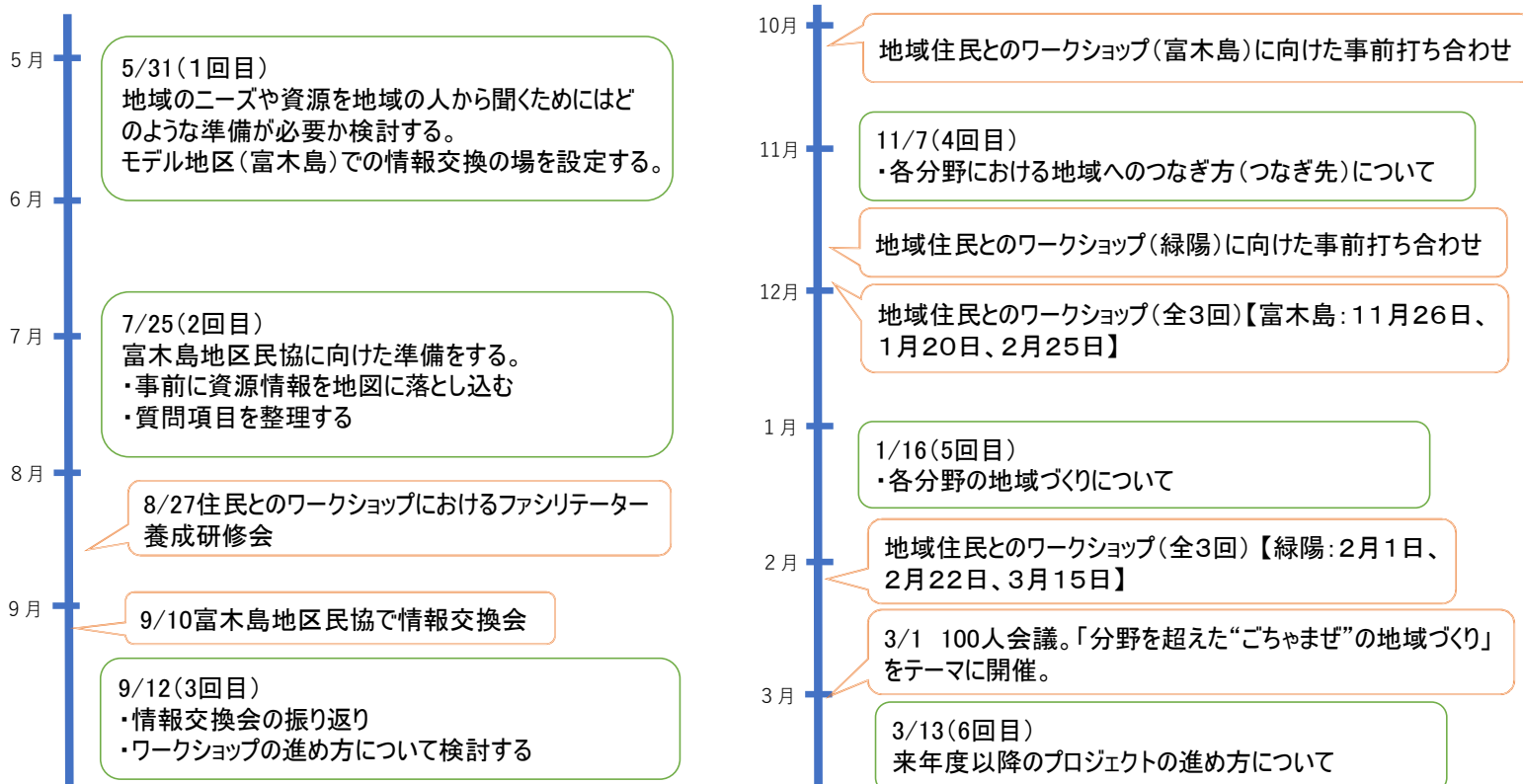


地域づくりプロジェクト

重点項目	多様な主体が参加できる地域づくり	
	推進項目	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの中で見守り支え合う体制を整備します(2-1) ・子どもの成長と家庭を見守り支え合う人を増やします(7-3)
5年後の目標	<p>・人が元気になる場(ほっとできる・仲間づくりができる・活躍できる居場所)が市内にたくさんあって、必要としている人と場をつなぐことができる地域(選べること、つなぎ直せることが大切)</p>	
R7年度 of 取組について 評価・分析 (1月末時点)	<p>年6回実施のうち、2月末時点で5回実施済み。地域のことを知るために、富木島地区(モデル地区)の民生児童委員との情報交換会を行い、地域に向いて情報収集をすることの重要性を再認識した。さらに発展的に、地域住民が抱える課題を自分たちで解決するアクションプランを作成することを目的としたワークショップを行うため、アドバイザーによるファシリテーター養成研修会を実施した。今年度中に緑陽及び富木島地区でワークショップを実施し、そこで出された意見をもとにアクションプランを作成し、地域において取り組む予定。</p> <p>各分野における地域へのつなぎ先や分野の地域づくりについて話し合う中で、相談者を地域につなぐ難しさがどの分野においても課題であることや、各分野の地域づくりの内容が重複していることを再確認したため、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、各分野の相談員等、様々な分野が定期的に情報共有できる場があるとよいと考える。</p>	
R7第1回 推進協議会における意見	<p>・地域によって住民の温度差もあると思うが、地域ごとに丁寧に地域づくりや支援をしていくことが大切である。</p>	
R8年度の目標	<p>困りごとを抱えた人をつなぐことができる地域づくりを進めるため、地域住民と共に地域課題について検討する。市内2地区(渡内・加木屋南コミュニティ)において、地域住民とワークショップを行い、アクションプランを作成する。</p>	
R8のスケジュール	<p>重層事業として社会福祉協議会と一体的に実施していることから、役割分担を決め、地域住民と共に進めていく。各分野の状況報告や施策形成に向けた情報交換の場については、行政が中心となり実施していく(3回程度実施)。地域住民とのワークショップは社会福祉協議会が中心となり実施していく。毎年2地区(各3回程度実施)ずつ進めていく。</p>	



地域づくりプロジェクト(令和7年度の取り組み)



3 孤独・孤立対策プロジェクト

○教育と福祉・保健の連携強化に向けたワークショップ及び事例検討会

保健・福祉の担当者と学校現場の教職員が分野を超え、課題を共有し、早期から連携し支援につなぐ視点を育み、具体的に何を進めればよいのか等を考える力を養い、それぞれが分野を超えて連携しながら対応することを目的とし、夏にワークショップ、冬に事例検討会を行った。

ワークショップの参加者は、57名、事例検討会は65名であり、特に教育側からの好意的な意見も多く、連携に関しての関心の高さが窺えた。

また、市の不登校対策協議会の資料にこの取り組みが報告されるなど、教育委員会としても連携の必要性を認識しており、引き続き取り組みを進めていく必要がある。

○身寄りのない高齢者等の対策について

今年度、市内企業より、退職者に関する相談が複数件寄せられ、関係者で重層的支援会議を開催した。東海市の成り立ちから、故郷から仕事のために出てきた人が多いのではないかということや、「会社」しかつながりのない人がいるのではないか、という意見が出された。そのため、「予防」の観点から、在職中に社会参加や必要な制度等を学ぶ講座を実施できると良いのではないかという意見も出された。また、地域活動等への参加をすることで、孤独・孤立予防にもなることから、どのような予防策があるか、また効果的な講座について、次年度以降で実施できるよう、調整を進めていく。

<次年度以降について>

教育委員会とも調整の上、教育と福祉の連携強化に向けて、ワークショップや事例検討会を行う。今年度実施した地区とは別の中学校区を想定。

また、身寄りのない高齢者等に向けた体制づくりの検討もはじめ、企業に向けた講座の実施についても、企業等との調整を行い実施に向けた検討をする。

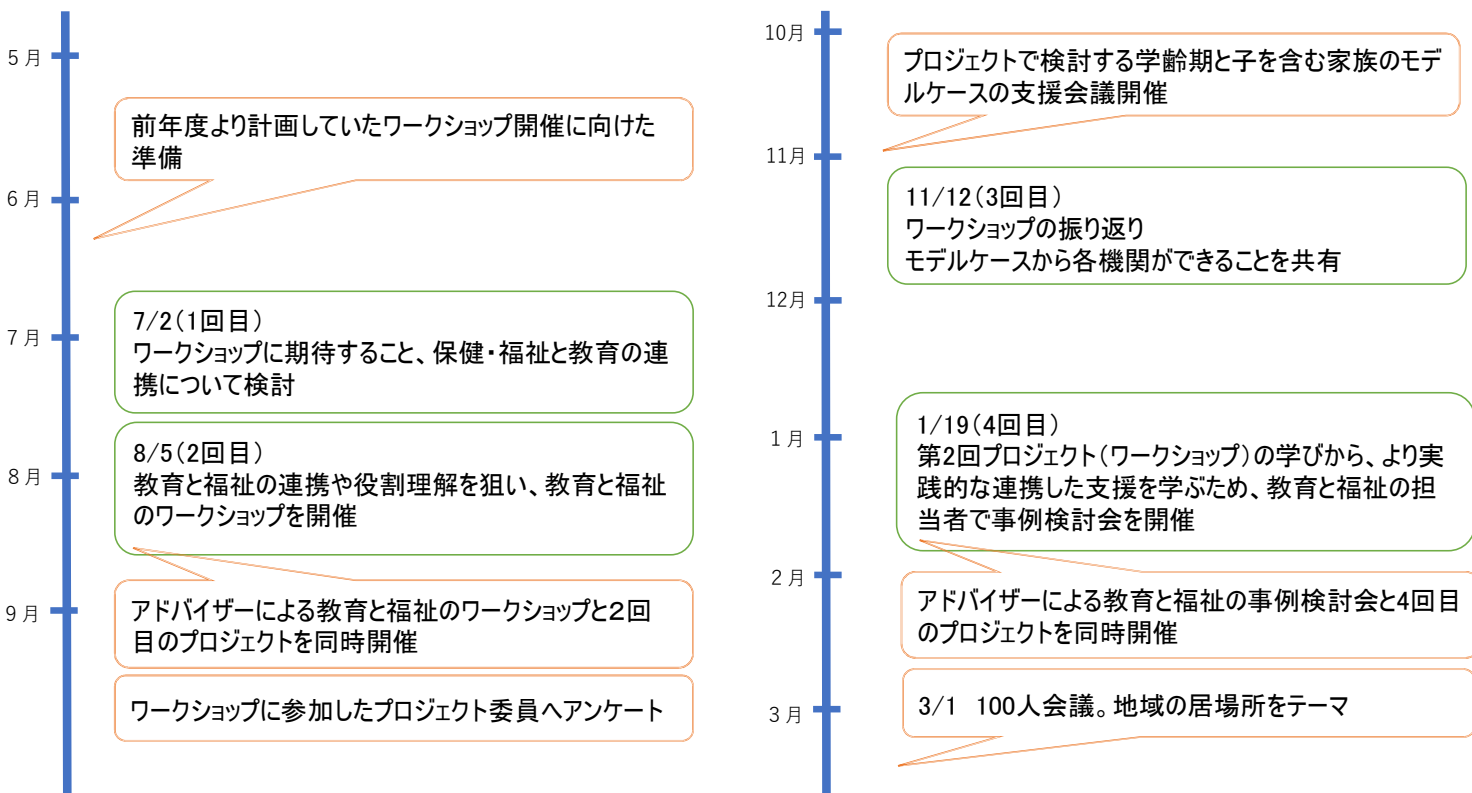


孤独孤立対策プロジェクト

重点項目	若者支援を中心とした孤独・孤立対策	
	推進項目	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的孤立を防ぐため社会とつながることができるよう支援します(4-1) ・子ども・若者の自立に向けた支援を充実させます(8-3)
5年後の目標	・孤独孤立を感じた時に、誰かとつながっていると感じられるようになる(一人ではないと感じられる形)	
R7年度の取組について 評価・分析 (1月末時点)	<p>年4回実施した。昨年度のプロジェクトにおいて、若者を中心とした孤独・孤立の予防をするにあたり、教育と福祉の連携の必要性を共有し、アドバイザーに協力をいただき、プロジェクト員を含め中学校にて教育と福祉の連携強化に向けたワークショップを実施し、分野を超えた連携やそれぞれの役割を共有した。また、ワークショップでの学びを、より実践的な学びとして深めるため、教育と福祉の担当者による事例検討会を実施した。</p> <p>また、個別課題から全体の課題としての取り組みを検討していくため、モデルケースの支援会議をプロジェクトメンバーでも行い、それぞれの機関ができる関わりについて共有をした段階である。</p> <p>今年度は、導入として同中学校にてワークショップ、事例検討会を開催したが、広く連携の意識を醸成していくために、継続した実施をする必要がある。</p> <p>また、学びを広げるだけでなく、支援対象者の孤独・孤立の要因となる課題への支援のあり方を検討していく必要がある。</p>	
R7第1回 推進協議会に おける意見	・今は孤独孤立対策プロジェクトでは、若者を対象とした課題に取り組んでいるとのことだが、身元保証問題を含めて、身寄りのない方への支援をどうするか、という課題についても議論を進めていってほしい。	
R8年度の目標	教育と福祉の連携の機会を増やし、支援対象者が孤独孤立に陥らないよう、支援介入の必要性を感じた者が分野を超えてつながる関係を強化するため、実施地区を変更し、ワークショップと事例検討会を開催する。 身寄りのない単身者の社会的孤立を防止するため、高齢者等に向けた体制づくりや、企業に向けた事業実施を検討する。	
R8のスケジュール	年4回の実施にあわせて、教育と福祉がともに考えるワークショップを実施する。 身寄りのない方への支援策について検討することに加え、働く世代を対象とした、社会的孤立を予防する講座等の開催や市民への啓発について検討していく。	



孤独孤立対策プロジェクト（令和7年度の取り組み）



4 災害時支援プロジェクト

○スクリーニングシートの作成

優先度の高い方から個別支援計画の作成につなげることができるよう、スクリーニングシートを作成。要支援者一人ひとりの特性や需要に応じた避難計画の作成を進め、作成率向上を目指す。

まずは母数の多い高齢者を対象としてスクリーニングを実施し、応用し普遍化することを想定している。

○市民総合防災訓練

地域への啓発、理解促進を目標年、来年度の市民防災訓練において実践できるよう意見交換を実施。訓練を行う目的は、安否確認、避難経路や避難所の環境の確認、対象者本人の気づきとする。訓練にあたり、多くの人を巻き込むと地域において調整に負担をかけてしまう可能性が高いため、関係者を絞って小規模に訓練を進めていく方法について検討。

○福祉避難所との意見交換会

災害発生時の福祉避難所開設に当たり、顔の見える関係を構築し、施設の抱える課題等を共有することで、福祉避難所の円滑な開設や課題解決ができるようにするため、福祉避難所指定施設の関係者を交えた初の意見交換会を開催し、課題の洗い出しなどの意見交換を行うことができた。そこでは、情報共有方法や避難者の受入れに関する事など、課題は山積しており、優先順位をつけ少しずつ検討を重ねていくことが必要であるとの共通認識を図ることができた。

本年2月には第2回を開催し連絡体制の共有、設置・運営マニュアルの検討を行い、課題解決に向けた意見交換を、来年度も引き続き実施することを共有した。

<次年度以降について>

市民総合防災訓練を行う地域で、スクリーニングを行い、支援の必要性が高い人の個別支援計画を作成し、総合防災訓練時に避難行動訓練を行う。

また、福祉避難所意見交換会や自立支援協議会における重心・医ケアWG、多職種連携推進協議会の動きを統合し、本市としての災害時支援の体制を引き続き検討を行う。

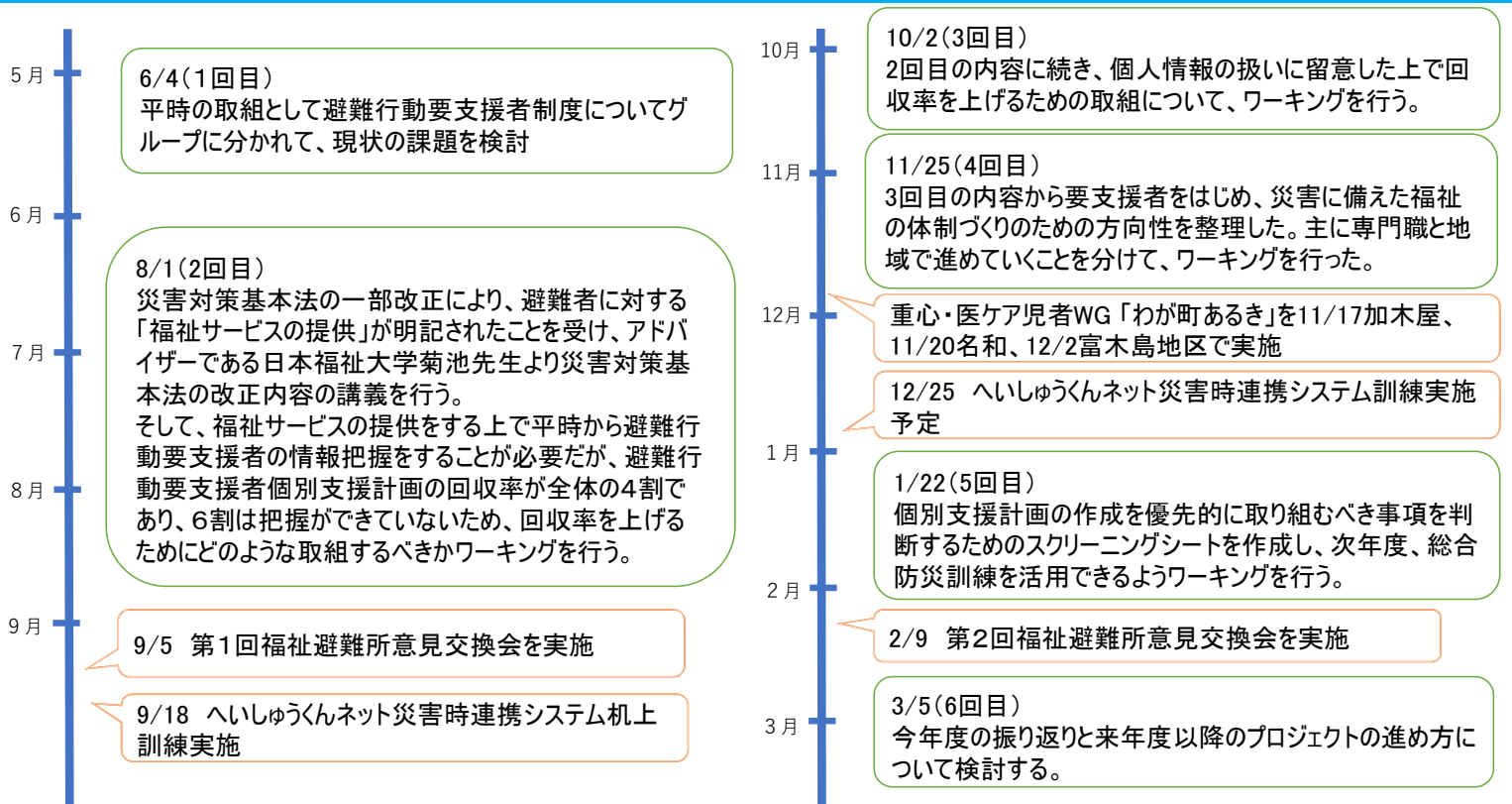


災害時支援プロジェクト

重点項目	災害に備えた福祉の体制づくり	
	推進項目	・災害や緊急時に支援・配慮が必要な人が安心できる体制を整備します(6-3)
5年後の目標	・災害や緊急時に誰もが安全に避難することができ、安心して避難生活を送ることができる体制が整っている。	
R7年度取組について 評価・分析 (1月末時点)	<p>災害対策基本法の改正により、被災者に対する「福祉サービスの提供」が明記されたことから、1年目に検討した緊急期、応急対応期、復興対策期の各フェーズで「福祉サービスの提供」をはじめとした支援を円滑に行うため、平時の取組みを災害時に生かすことを念頭に、平時から推進している避難行動要支援者制度をテーマにして取組を検討した。</p> <p>要支援者の中でも平時から様々な支援を必要とする人は、災害時にも特に支援が必要と考え、要支援者をスクリーニングすることとした。(居住地区の災害時の危険度や世帯の状況、利用している福祉サービスなどと照らし、)要支援者の中でも災害時に特に支援が必要な人を抽出したうえで優先的に個別支援計画を策定し、これを基に災害対応に向けた準備を進める取組みを今後の計画のひとつとして位置付けた。取組みを実施していくことで、要支援者の災害時の支援体制を整えるとともに、個別支援計画作成の推進にも繋がると判断する。</p>	
R7第1回数 推進協議会に おける意見	・関連する指標について基準値の変更をしたが、災害対策は重点項目としてプロジェクトで取り組んでいるということもあり、目標値は変えないということである。しっかり進めてもらいたい	
R8年度の目標	個別支援計画の作成率の向上と要支援者一人ひとりの特性や需要に応じた避難計画を策定し、実効性のある支援体制を整備する。	
R8のスケジュール	プロジェクトは年6回の実施。また、市総合防災訓練を行う地域でスクリーニングを行い、支援の必要性が高い人の個別支援計画を作成し、総合防災訓練時に避難行動訓練を行う。また、福祉避難所意見交換会、自立支援協議会重心医ケアWG、多職種連携推進協議会といった関係する機関と連携し、計画作成の推進と支援体制の実効性を検討していく。	



災害時支援プロジェクト（令和7年度の取り組み）



年度	月	推進協議会	推進委員会	生活支援体制整備等協議会	多職種連携推進協議会	要対協	虐待防止・差別解消	重層PJ	孤独孤立PJ	災害PJ	100人会議	社会福祉法人連携協議会	ひきこもり講演会	認知症フォーラム	後見フォーラム	認知症初期集中支援チーム検討委員会	発達支援事業研修会		
R8	4月											○ 総会・ 役員会・部会							
	5月				○			○	○	○			時期を調整中(アジパラの時期を外す)						
	6月			16	部会							○ 役員会・部会 ・研修会						日程調整	
	7月		8		訓練	○		担当者会議		○							17		
	8月	3							○			○ 役員会・部会							
	9月							○		○					6				
	10月			27	訓練							○ 役員会・部会							
	11月				部会			担当者会議	○	○		○ 研修会							
	12月											○ 役員会・部会				5			
	1月							○	○	○								15	
	2月		12	9	○	○	○				○	○ 役員会・部会							
3月	8									○									